

農業における障害者雇用を促進するために

(「農業分野での障害者雇用の促進に関する検討会」報告)

中国四国農政局

平成 2 1 年 3 月

農林水産省

目 次

1	はじめに	1
2	農業分野での障害者雇用に果たすべき役割	1
(1)	障害者支援に向けた動き	1
(2)	農業と障害者の関わり	1
(3)	農業分野での雇用及び就労等の現状	2
(4)	農業分野での果たすべき役割	2
3	農業分野での障害者雇用の推進上の課題と対応方向	3
(1)	農業分野での障害者雇用の課題	3
(2)	農業分野での障害者雇用への対応方向	4
4	農業分野での障害者雇用の先進事例	5
(1)	知的障害者を主に雇用している事例	5
(2)	精神障害者を主に雇用している事例	6
5	おわりに(当面の展開方向)	8
6	参考資料	9
(1)	検討会設置要領	9
(2)	農業者の高齢化の状況	12
(3)	障害者の就業状況	13
(4)	障害者自立支援法及び支援の概要	14
(5)	障害者を支援するための施策	18
ア	「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり	18
イ	職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援	19
ウ	障害者就業・生活支援センター	19
エ	ハローワークを中心とした「チーム」支援	20
オ	医療機関等との連携による精神障害者の就職支援	21
カ	事業主の方への支援	21
(6)	シンポジウム「クローズアップ農の福祉力」開催概要	22
(7)	農業と福祉の取組事例調査の概要	24
ア	各県別・取組主体別状況	24
イ	県別・市町村別調査事例リスト	24
ウ	個別事例(農業経営体取組)の内容	30

農業における障害者雇用を促進するために (「農業分野での障害者雇用の促進に関する検討会」報告)

1. はじめに

平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、働く意欲のある障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立して暮らすことができるよう、福祉施策と雇用施策の連携を図りつつ、企業等への就労の実現を積極的に支援をしていくこととされた。

更に、平成19年5月には障害者基本法に基づく障害者基本計画に沿って、平成20年度からの重点施策実施5カ年計画において、農業法人等への障害者雇用の推進を図ることとされた。

農業には、その有する自然環境や癒しの機能などは大きな福祉の力を持っており、障害者福祉の観点から、農業における障害者の雇用の推進を図ることが求められている。

一方、農業分野においては、今後とも農業者の減少、高齢化の進行が見込まれる中、女性、高齢者、障害者等の多様な人材が活躍できる環境づくりを推進することが必要となっている。

このような状況を踏まえ、中国四国農政局と岡山労働局が連携し、有識者による「農業分野での障害者雇用の促進に関する検討会」を設置し、農業分野での障害者の雇用を推進する理念や方向などの基本的な考え方について、モデル的に岡山市等の地域を中心として検討を行った結果を取りまとめた。

2. 農業分野での障害者雇用に果たすべき役割

(1) 障害者支援に向けた動き

平成18年4月から施行された障害者自立支援法では、障害者がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの給付などの支援を行い、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目標に、施策の方向として障害者の地域生活への移行、一般就労に向けた移行の推進を支援することとしている。

また、平成19年5月、障害者基本法に基づく障害者基本計画の沿った平成20年度からの重点施策実施5カ年計画においては、障害者の雇用の場の拡大をより明確に打ち出しているところであり、農業分野に関しても、「農業法人等への障害者雇用の推進」を図ることとしている。

一方、農林水産省は平成20年5月、「21世紀新農政2008」を決定し、女性、高齢者、障害者等の多様な人材が活躍できる環境づくりを推進することとした。

(2) 農業と障害者の関わり

農業と障害者の関わりについては、障害者が農作業に携わることによる肉体的、精神的な効果は古くから認められている。平成19年11月に当農政局が開催したシンポジウム「クローズアップ農の福祉力」のパネラーからも精神科病院で古くから農作業がリハビリテーションプログラム(当該精神科病院では昭和30年に作業農園を取得、野菜、花、苗木栽培を開始)として取り入れられ、昭和49年には精神科作業療法として承認された旨、紹介されている。

また、本検討会における就労支援関係者からも「知的障害者の施設では訓練科目として農作

業を取り入れており、特別支援学校の生徒も必ず授業の中で農作業を行っている」との報告があった。

一方、海外における農業と障害者の関わりについては、旧農林漁業金融公庫が発行した「AFCフォーラム2007.4号」において、オランダにおける「健康のための農」によりケアファームについて紹介している。その概要は、ケアファームは成長しており、1998年の75カ所から2004年には432カ所と急増しており、ケアファームの運営は多様で、福祉施設の付属農場は少ないが、約1/3のファームは福祉施設と契約により協力関係を結んでおり、ファームは福祉施設からケア活動に対する対価を受ける仕組みとなっている。ケアファームでの作業やステイが多くの対象層の健康回復に有効であり、福祉施設より治癒力を高める効果を持っているとしている。

(3) 農業分野での雇用及び就労等の現状

全国の障害者(15歳以上64歳以下)を対象とした就業実態調査(平成18年7月1日現在、厚生労働省調査)によると、身体障害者で43.0%、知的障害者で52.6%、精神障害者では17.3%が就労しており、精神障害者の就労率が非常に低い結果となっている。

就労している障害者の雇用状況は、身体障害者では比較的常用雇用の割合が高いが、知的障害者は常用雇用の割合が低く、授産施設や作業所等の福祉的な就労が過半を占めている。また、精神障害者については、常用雇用は就労者全体の3割強であり、作業所や授産施設での福祉的就労割合の約4割を下回る状況にある。

産業別の障害者の就労状況は、平成18年度に広島労働局の紹介により就職した障害者の産業別就職先を見ると、製造業が25.8%、サービス業が19.6%、卸売・小売業が17.8%でこの3業種で過半以上を占めており、農林漁業はわずか0.7%であった。

当農政局管内の各県における農業と福祉の取組事例93カ所について調査した結果、約9割が福祉施設で農作業を取り入れた事例となっており、ほとんどが福祉的な就労と考えられる。残りの約1割が農業経営体が障害者を雇用している事例であった。

(4) 農業分野で果たすべき役割

働く意欲のある障害者が地域で自立して暮らすために、地域での就労の場を求めている。

農業は、地域の重要な産業として地域経済を担っているところであるが、担い手の高齢化の進展に伴い労働力不足が生じており、農業労働力の確保が課題となっている。このような状況の中で、農業分野では、地域に密着した就労の場として地域の多様な人材の活用を図り、今後とも地域産業の中心として地域の健全な発展に寄与する必要がある。

農業が持つ「福祉の力」は古くから認められ、農作業が障害者のリハビリテーションプログラムに活用されるなど、多くの福祉施設や特別支援学校で取り込まれている。

障害者が地域社会で自立した暮らしを実現するためには、このような施設等での体験を踏まえ、地域社会での一般就労に結びつけていくことが重要である。農業は障害者の福祉に対して極めて有効であり、かつ地域に密着した就労の場として確保することが可能な分野であり、地域に立脚し将来に向けて安定した自立生活を営む要件を備えている。

農業分野では、障害者等の多様な人材を活用することにより、雇用労働力の安定的な確保を

図り、各自の農業経営を持続的に発展させるとともに、年齢や障害の有無等にかかわらず誰もが支えあい自立して暮らせる共生社会の実現と地域社会の活性化に貢献しなければならないと考える。

このため、各農業者が共生社会の確立、健全な地域社会の発展に貢献する意識と農業が有する特性を理解し、障害者等が社会で自立していくための訓練の場、就労の場の創造、障害者等が地域社会で活躍できる環境づくりに積極的に取り組む必要がある。

3. 農業分野での障害者雇用の推進上の課題と対応方向

本検討会では、先進的に障害者雇用を行っている農業者及び障害者就労支援組織の代表者等からの取組内容の報告及び先進事例の現地調査等を基に、農業分野での障害者雇用の促進するための課題について整理を行い、課題解決に向けた対応策の検討を行った。

(1) 農業分野での障害者雇用の課題

ア 雇用先（就労先）の確保について

農業分野での障害者雇用の促進するためには、新たな雇用先（就労先）を確保することが最も重要な課題であり、本検討会のメインテーマである。

先進事例では、雇用の開始とその後の安定的な雇用の継続について、事業主自らの努力により実現していることから、事業主の負担軽減を図るためには、福祉、保健及び労働といった各部局による連携したサポートが必要であるとする強い意見が出された。

また、雇用を行う農業者と就労を求めている障害者の情報を共有する仕組みがないため、情報不足が大きな課題である。

イ 農作業内容と障害者の能力適性について

障害には、身体、知的及び精神の障害種別によってそれぞれ特性があり、それぞれの障害に、より合致した作業内容や作業方法の事例報告がされた。これらの事例は、知的障害者を中心に雇用している例と精神障害者を中心に雇用している例に大別されるが、農業では一経営体による作業内容が多岐にわたっているため、それぞれの作業内容に合った障害者を配置するなどの工夫によって、障害種別の異なる障害者の雇用を可能にすることができるとの考えが示された。

また、このような障害種別の特性や障害者個人の能力に合った対応等についての知見とノウハウは、個別事業主に蓄積しており、これらの情報を共有化し有効に活用することが課題である。

ウ 雇用、訓練現場でのサポート（雇用の継続・拡大、定着支援）について

障害者雇用の現場や社会適応訓練の現場では、事業主の作業体制や勤務条件等の工夫、就労支援組織のサポートが、その後の雇用（訓練）の継続、雇用の拡大に大きく影響することが重要な課題である。

先進事例においては、障害種別や作業内容に応じたきめ細かな工夫が行われている。例えば、作業ラインでの障害者と健常者の配置や障害者と健常者の相性を考慮した作業体制、障害者個人の能力に応じた繰り返し繰り返しの説明、柔軟な勤務体制の採用、障害者同士間での役割分担など多岐にわたっている。このような現場での工夫については、事業主が長い経

験に基づいて取り組んでいるものであり、その知見やノウハウを共有化し活用することが課題である。また、就労支援組織等による就労現場への必要なサポートの内容、例えば、障害者の症状の変化に応じた障害者就業・生活支援センター、市町村保健所等からの指導・助言、ジョブコーチによる障害特性に配慮した雇用管理に関する助言等、サポート受入時期等についての知見やノウハウについても共有化し、活用することが課題である。

エ 障害者雇用に適した農業分野について

先進事例は、青ネギの周年栽培と花苗の周年栽培であり、年間を通じて安定した雇用環境にある。

農業分野の全ての作目が障害者雇用の場として可能性はあるが、どのような雇用形態を目指すかによって受け入れる作目が変わってくる。事例のような周年型の経営や畜産経営のように年間を通じて安定した農作業がある部門では周年雇用が可能となるが、果樹や稲作等においては季節的な農作業となるので周年雇用は難しい状況にある。障害者にとって季節的就労もやむを得ないとするなら障害者雇用の入口は拡大するが、地域社会で安定した自立を図る観点からは不安が残る。

(2) 農業分野での障害者雇用への対応方向

本検討会では、農業分野で障害者の雇用を通じて労働力を確保するとともに、障害者に就労の場を提供して、福祉及び地域社会に貢献することを目標に、農業分野での障害者雇用の促進を図るための対応策の検討を行った。

対応策の検討は、次のような前提条件に基づき行った。

- ・ 雇用の形態は、雇用契約を締結する一般雇用とし、障害者授産施設等で行われる福祉的な就労は除く。
- ・ 将来の一般雇用に繋がる精神障害者社会適応訓練等を通じた人材の育成・確保も対象とする。
- ・ 障害種別による農作業への適性はそれぞれ異なるが、障害種別による特性や個人の能力に合った作業配分が同一職場で対応することが可能と考えられることから、障害種別ごとの就労の検討は行わない。

ア 障害者の雇用先（就労先）の確保対策について

農業、福祉及び労働等関係部局によるネットワークの構築

各部局が持っている各種情報の交換及び各部局の横の連携に対応するためのネットワークの構築が必要である。

農業分野に対する普及啓発の実施

農業者に対して、障害者雇用の意義、効果、障害者が就労を求めている事実、雇用する場合のサポート制度等の情報の提供等による理解の醸成が必要である。

農業者と障害者のマッチングの実施

就労希望障害者を支援している支援組織に対して、実際に障害者の雇用に関心のある農業者情報の提供及び両者の間での具体的な情報交換によるマッチングの実施が必要である。

農業者に対する障害者雇用の掘り起こし

先進農業者と就労支援組織が連携して、先進農業者による近隣農業者等への働きかけをおこなって、農業者の掘り起こし活動の実施が必要である。

イ 障害者雇用現場におけるサポート対策について

事業主や就労支援組織の適切なサポートが一般雇用の継続、定着、訓練終了後の雇用への移行を図るには不可欠であることから、雇用を検討している農業者、新規に雇用・訓練を始めた農業者に対し、制度情報及び先進農業者の知見、ノウハウの提供が必要である。

ウ 季節や気候に左右されない安定した作業量の確保について

障害者が地域で自立した生活を実現するためには安定した就労環境が必要であり、事業主は屋内作業体系や作業の外部受託等による作業量の確保が必要である。

4 . 農業分野での障害者雇用の先進事例

(1) 知的障害者を主に雇用している事例

名 称：農業生産法人(有)岡山県農商 代表者 板橋 完樹
住 所：岡山県岡山市中原 497
設 立：平成 11 年
障害者雇用開始：平成 11 年

障害者雇用取組の経緯と概要

平成元年に家族経営で青ネギの生産を始めた。その後、平成9年からは地域にある知的障害者福祉施設の障害者と地域住民との農を通じた交流を深めることを目的に、さつまいもの生産を行う「平成いもの会」を立ち上げた。

この取組がきっかけで、平成11年に農業生産法人(有)岡山県農商を設立し(生産面積は約300a)、知的障害者の雇用にも取り組むようになり、現在、知的障害者を7名雇用し、青ネギの生産・出荷を行っている。

知的障害者には様々な作業をしてもらっているが、ネギの選別や洗浄作業などの出荷時の一連の作業工程における単純作業を分担することで、障害者が混乱しないようにしている。

また、障害者の正式な雇用に向けた職場実習の受入も行っており、繰り返し根気強く伝えることで仕事を覚え、正式雇用となった障害者もいる。

取組に対する評価(効果)

障害者に仕事の達成感を感じてもらうほか、社員旅行への参加などで楽しみをもたせるようにしている。これにより、農作業をする障害者の表情は活き活きとしており、症状改善にも役立っている。

また、一連の作業を分離することや繰り返し根気強く伝えることで障害者雇用が出来ることになったことから、今後の営農計画の軸に障害者雇用も据えることが出来た。

なお、同社は、社団法人全国重度障害者雇用促進事業所協会の会員でもあり障害者雇用では

全国的に有名で、岡山県内のほか遠くは静岡県からの視察依頼もあるようになった。

今後の展開方向

将来的には 10ha の青ネギの作付けを考えている。新たなネギの加工機械の導入や障害者の労働環境を考えた栽培ハウスの設置も検討している。

今後の障害者対策として、岡山県も障害者が地域で自立した社会生活を営むための計画を推進していることを踏まえ、特別支援学校からの職場体験や障害者施設からの就労の受入を望む声は多く、障害者雇用についても現在の 3 ~ 4 倍に増やし、日本一のネギ農家を目指したい。



写真 1



写真 2



写真 3

【写真説明】

- 写真 1 : 圃場での灌水施設の設置作業、障害者は支柱の設置など補助的作業を担当している。
- 写真 2 : 収穫後の青ネギの洗浄作業、1 ラインに障害者と健常者を相互に配置し、作業の効率化とサポート体制を組んでいる。
- 写真 3 : 洗浄後の青ネギの長さ等による選別と計量作業。この工程は健常者が行っており、障害者は配置されていない（選別等の作業は知的障害者は苦手な作業分野）。

(2) 精神障害者を主に雇用している事例

名 称：NPO 法人ドリーム・プラネット 理事長 尾崎 勝
住 所：岡山県岡山市谷尻 225
設 立：平成 7 年（現在の NPO 法人は平成 2 0 年設立）
障害者雇用開始：平成 9 年

取組の経緯と概要

NPO 法人ドリーム・プラネット(設立当時はグリーンプラネット尾崎)は平成 7 年に設立し、

パンジーなどの花壇用苗を栽培・販売している。

設立後、精神障害者共同作業所や精神障害者との交流を始めたことをきっかけに、平成9年から精神障害者の雇用を行っており、現在は11名を雇用している。

雇用にあたっては、他の社員やパート（健常者）ともうまく連携をとりながら、障害者の遅刻や早退にも柔軟に対応した身体と精神に無理のない勤務方式としている。作業は花苗の管理のほか、岡山県下のホームセンターへ障害者2名体制での搬送出荷も行っている。

平成20年にNPO法人を設立し、障害者の就労継続支援事業の雇用型（A型）を開始した。

取組に対する評価（効果）

岡山県精神障害者社会適応訓練事業受託事業所（職親）として登録していることや、雇用開始当初から勤務している障害者もあり、保健所などの関係機関の評判も良い。

花き栽培は障害者の症状改善にも役立っており、投薬量の減少などに効果があったなどの話も聞いている。また、近隣農家への障害者雇用の働きかけを行い、数戸の農家が受入に取り組んでくれた。

今後の展開方向

将来的には、仕事と生活の場を近づけ、仕事が終わった後も障害者同士の連携がとれるようなグループホームを建設し、より一層の障害者雇用を図りたい。



写真1



写真2

【写真説明】

写真1：トレーへのポット差し作業。年間150万ポット～180万ポットを差す。

写真2：ポットに培土を入れる作業。機械（青色）を使って行う。培土の補給等の効率的に機械を稼働させるための周辺作業を行う。

写真3：発芽後の花苗のポットへの移植作業。この作業は健常者が行う。障害者は移植後のポットをハウスへ搬入・整理、ハウス内での栽培管理（水やり、追肥等）の作業を行う。



写真3

5. おわりに（当面の展開方向）

平成20年7月31日に、中国四国農政局と岡山労働局が連携して「農業分野での障害者雇用の促進に関する検討会」を設置し、これまでに4回の検討会を開催して、課題の整理と対応方針の検討を行った。

この検討結果を踏まえ、具体的な対応方針を「3.(2)農業分野での障害者雇用への対応方向」に取りまとめたところである。農業分野での障害者雇用の促進するためには、これらの対応策について関係部局が連携して取り組んでいくことが必要であるが、この検討会での検討を終えるに当たって、短期的な取組について、「当面の展開方向」として次のとおり整理した。

(1) ネットワークの構築

福祉、保健、労働及び農業の各部局が連携した横断的な取組を行うためのネットワークを構築する。このネットワークは各関係部局が参加している本検討会をベースとすることが最も適切と考えられることから、本検討会の発展的解散を行い、ネットワークに移行する。なお、ネットワークの事務は引き続き中国四国農政局経営支援課が担当する。

(2) 普及・啓発資材、農業者リストの作成

雇用、訓練受入を拡大するためには、受入側の農業分野で障害者を雇用する意義、共生社会の構築の必要性等に対する理解の醸成、福祉や労働に関する制度的な情報の提供が必要である。また、農業サイドに対し、効率的かつ効果的なアプローチを図る必要があり、パンフレット等の啓発資材の作成及びアプローチを行う農業者リストの整備を実施する。

(3) 農業者への情報の提供、農業者と障害者のマッチングを図るための情報交換会、セミナー等の開催

農業者への情報の提供、農業者と障害者のマッチングを図る場として、農業者及び就労支援組織等の参加による情報交換会、セミナー等を開催する。

(4) 先進農業者と就労支援組織が連携した近隣農業者への働きかけの実施

先進農業者周辺の個別農業者に対し、先進農業者ルートを活用し、先進農業者と就労支援組織が連携した個別働きかけを実施する。

(5) 平成21年度予算における「障害者アグリ雇用推進事業」の地域内実施の支援

農業法人等が障害者を雇用した場合に、農作業及び雇用管理等のサポート等を実施する「障害者アグリ雇用推進事業」の実施が予定されることから、モデル地域内等での実施に向け、情報収集・提供及び事業実施体制等の構築について支援を行う。

6. 参考資料

(1) 検討会設置要領

農業分野での障害者雇用の促進に関する検討会設置要領

平成20年7月31日

第1 趣 旨

(1) 平成18年4月から障害者自立支援法の一部（本格施行は10月1日から）が施行され、福祉と雇用の関係機関がネットワークを構築し、連携強化を図るなど、就労支援を抜本的に強化することとされた。

更に、平成19年5月、障害者施策推進本部は「障害者基本法」に基づく「障害者基本計画」（平成15年度から平成24年度までの10年間で講ずべき障害者施策の基本的方向）の前半5年間の進捗状況を点検するとともに、平成20年度を初年度とする新たな重点施策実施計画を策定し、この実施計画において、雇用・就業施策のうち「障害者の雇用の場の拡大」施策として「農業法人等への障害者雇用の推進」を図ることとしたところである。

(2) 中国四国農政局は、平成19年11月、岡山市内でシンポジウム「クローズアップ農の福祉力」を開催し、障害者就業・生活支援者の基調講演、制度解説及びパネルディスカッションを実施し、農業分野での障害者雇用の促進するための理解醸成を図ったところであるが、実際に障害者の雇用に結びつけるには関係機関のより一層の連携が重要との意見が出された。

(3) このような状況を踏まえ、農業分野での障害者雇用の促進について、岡山市を中心としたモデル地域を設定するなど、関係機関等の連携による支援方策等を検討する。

第2 構 成

農業分野での障害者雇用の促進に関する検討会（以下「検討会」という。）は、中国四国農政局が岡山労働局と連携して開催し、別紙に掲げる地方公共団体、農業者・農業団体、障害者就労支援団体等の職員をもって構成する。ただし、必要に応じて、その他の関係機関等を追加することが出来るものとする。

第3 検討事項

- (1) モデル地域（岡山市及びその周辺地域）の事例の把握
- (2) 農業分野での障害者雇用に係る問題点の把握（雇用側及び就労支援側等）
- (3) 問題点解決方策の検討（雇用側及び就労支援側）
- (4) 関係機関の連携方法の検討
- (5) 関係機関の連携に基づく地域内での支援方策の検討

第4 運 営

検討会の事務局は中国四国農政局生産経営流通部経営支援課に置くものとする。

なお、検討会の開催・運営に当たっては、事務局は岡山労働局職業安定部職業対策課と協議する。

農業分野での障害者雇用の促進に関する検討会構成メンバー

区 分	所 属	役 職 等	氏 名
学識経験者(生産) (農産物利用・加工)	岡山大学農学部山陽圏フィールド科学センター 岡山大学農学部	教授 センター長 准教授	吉田 裕一 中野 龍平
障害者就労支援組織	岡山障害者就業・生活支援センター " (独)高齢・障害者雇用支援機構 岡山障害者職業センター	副所長 主任就労支援ワーカー 所長	中倉 隆巨 大月 政和 鈴木 瑞哉
農 業 者	NPO法人 ドリーム・プラネット 農業生産法人(有)岡山県農商	理事長 代表取締役	尾崎 勝 板橋 完樹
農 業 団 体	J A岡山中央会営農・担い手対策部 岡山県農業法人協会(岡山県農業会議)	次長 主任	藤岡 隆 佐藤 正隆
行 政 (福 祉)	岡山県保健福祉部障害福祉課 岡山市保健福祉局障害福祉課	課長 課長代理	山本 哲也 戸取 善昌
行 政 (保 健) (")	岡山県保健福祉部健康対策課 岡山市保健所健康づくり課	主任 課長補佐	大橋 直弥 小坂 依子
行 政 (労 働)	岡山労働局職業安定部職業対策課 (社)岡山県雇用開発協会	課長 事務局長	下市 泰史 大森 一正
行 政 (農 業) (") (") (")	岡山県農林水産部農業経営課 中国四国農政局 中国四国農政局生産経営流通部 中国四国農政局生産経営流通部	主幹 局次長 部長 部次長	浅野 晴夫 武石 徹 相馬 厚司 跡部 芳洋

注：氏名欄の 印は座長

「農業分野での障害者雇用の促進に関する検討会」スケジュール

第1回検討会

(1) 日時：平成20年7月31日(木) 14:00～16:00

(2) 場所：ピュアリティまきび 3階 飛翔

(3) 議題

- ・ 検討会の目的、趣旨説明、構成メンバーの紹介 等
- ・ 今後の検討会開催スケジュールについて
- ・ 農業分野での障害者雇用に当たっての問題点について
雇用側(農業)、就業支援側(就業・生活支援センター、保健所)それぞれから実際の活動等を踏まえた問題提起

第2回検討会

(1) 日時：平成20年9月16日(火) 9:30～16:00

(現地調査・検討会を開催)

(2) 場所：岡山市内及び笠岡市内

現地調査先

- ・ 農業生産法人(有)岡山県農商(岡山市内): 野菜(青ネギ)
- ・ NPO法人ドリーム・プラネット(岡山市内): 花き(ポット苗)
- ・ 松浦農園(笠岡市内): 野菜(ケール、キャベツ等)

現地調査項目等

- ・ 各事例における障害者の作業内容、作業分担の調整等について
- ・ 各事例における障害者のサポート体制、サポート状況について

第3回検討会

(1) 日時：平成20年10月30日(木) 13:30～16:30

(2) 場所：ピュアリティまきび 2階 孔雀

(3) 議題

- ・ 第1回及び第2回検討会を踏まえた課題整理について
- ・ 課題に対応した解決方策について
- ・ その他

第4回検討会

(1) 日時：平成20年12月17日(水) 13:30～16:30

(2) 場所：ピュアリティまきび 2階 千鳥

(3) 議題

- ・ 検討会開催結果取りまとめについて

(4) 討論会:(フリートーク)

- ・ 農業者が障害者雇用について行動を起こすために必要な支援について

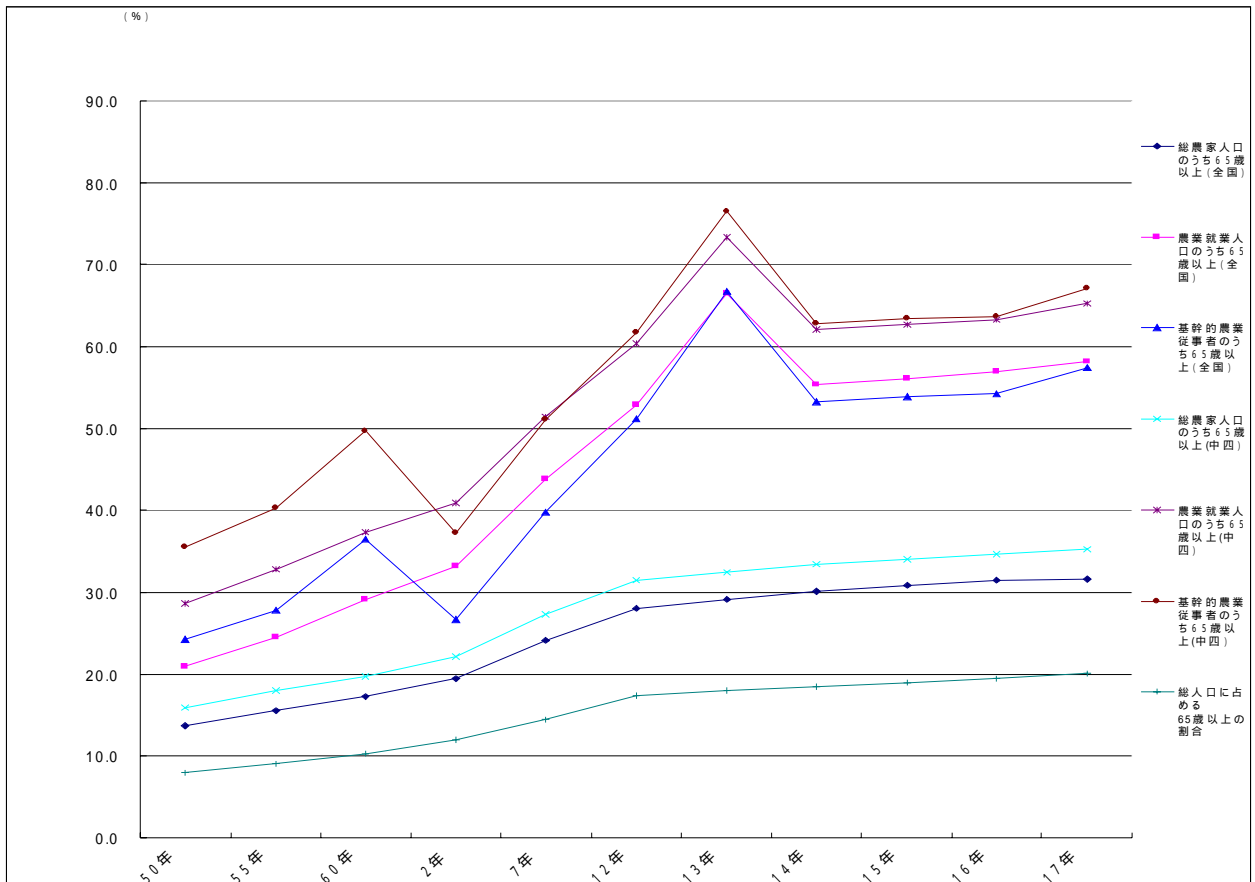
(2) 農業者の高齢化の状況

農家人口に占める高齢者(65歳以上)の割合の推移

(単位:千人、%)

		昭和	55年	60年	平成	7年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
		50年			2年							
全 国	農家人口(総農家)	23,197	21,366	19,839	13,878	12,037	10,467	10,169	9,898	9,647	9,400	8,370
	うち65歳以上 (割合)	3,182 13.7	3,330 15.6	3,423 17.3	2,709 19.5	2,904 24.1	2,936 28.1	2,967 29.2	2,978 30.1	2,974 30.8	2,956 31.4	2,646 31.6
	農業就業人口	7,907	6,973	6,363	4,819	4,104	3,891	3,820	3,751	3,684	3,622	3,353
	うち65歳以上 (割合)	1,660 21.0	1,711 24.5	1,855 29.2	1,597 33.1	1,800 43.9	2,058 52.9	(2,540) 66.5	2,078 55.4	2,067 56.1	2,064 57.0	1,951 58.2
	基幹的農業従事者数	4,889	4,128	3,696	2,927	2,560	2,400	2,364	2,308	2,256	2,197	2,241
	うち65歳以上 (割合)	(1,187) 24.3	(1,147) 27.8	(1,347) 36.4	783 26.8	1,018 39.8	1,228 51.2	(1,578) 66.7	1,230 53.3	1,216 53.9	1,193 54.3	1,287 57.4
中 国 四 国 地 域	農家人口(総農家)	3,465	3,192	2,969	1,940	1,680	1,456	1,416	1,373	1,342	1,311	1,145
	うち65歳以上 (割合)	552 15.9	573 17.9	585 19.7	430 22.1	458 27.3	458 31.5	459 32.4	458 33.4	456 34.0	454 34.6	404 35.2
	農業就業人口	1,180	1,050	979	699	608	557	546	534	526	518	470
	うち65歳以上 (割合)	338 28.6	345 32.8	366 37.3	286 40.9	313 51.5	337 60.4	(400) 73.4	332 62.1	330 62.7	328 63.3	306 65.2
	基幹的農業従事者数	683	572	534	407	366	330	321	313	304	299	305
	うち65歳以上 (割合)	(242) 35.5	(230) 40.2	(266) 49.8	152 37.3	187 51.1	204 61.7	(246) 76.6	197 62.8	193 63.4	190 63.6	204 67.0
全 国	総人口に占める 65歳以上の割合	7.9	9.1	10.3	12.0	14.5	17.4	18.0	18.5	19.0	19.5	20.1

昭和60年までは総農家数、平成2年以降は販売農家数
表中()書きは、60歳以上



(3) 障害者の就業状況

ア 障害種別就業者割合

(単位:千人、%)

区 分		総 計	就 業 者	不 就 業 者	無 回 答
身体障害者	人数(千人)	1,344	578	722	46
	割合(%)	100.0	43.0	53.7	3.4
知的障害者	人数(千人)	355	187	160	9
	割合(%)	100.0	52.6	45.0	2.5
精神障害者	人数(千人)	351	61	283	7
	割合(%)	100.0	17.3	80.7	2.0

資料:身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査(平成18年7月1日現在)(厚生労働省)

イ 就業している障害者の状況

(単位:%)

区分	常用雇 用	常用以 外雇用									無回答
			自営	家族従 業者	会社、 団体の 役員	臨時 雇・日 雇	内職	授産施 設等	作業所 等	その他	
身体障害者	48.2	47.1	16.7	4.4	9.9	3.2	1.7	3.5	3.0	4.7	4.5

(単位:%)

区分	常用雇 用	常用以 外雇用									無回答
			臨時・アルバイト	自営業	自営手伝い	授産施 設等	作業所 等	その他			
知的障害者	18.1	80.0	10.8	0.9	2.8	32.2	26.9	6.4	1.1		

(単位:%)

区分	常用雇 用	常用以 外雇用									無回答
			自営	家族従 業者	会社、 団体の 役員	臨時 雇・日 雇	内職	授産施 設等	作業所 等	その他	
精神障害者	32.5	59.7	3.1	4.8	5.3	2.6	0.9	8.8	28.9	5.3	7.9

資料:身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査(平成18年7月1日現在)(厚生労働省)

ウ 障害者の産業別・障害種類別就職状況(平成18年度、広島県)

区 分	障 害 者 合 計	割 合 (%)	身体障害者の数	知的障害者の数	精神障害者の数	その他の障害者	
産 業 別	農・林・漁業	9	0.72	3	6	0	0
	鉱業	4	0.32	3	0	1	0
	建設業	46	3.66	28	4	14	0
	製造業	324	25.78	166	97	56	5
	電気・ガス・熱供 給・水道業	1	0.08	1	0	0	0
	情報通信業	16	1.27	11	0	5	0
	運輸業	112	8.91	74	16	21	1
	卸売・小売業	224	17.82	97	58	67	2
	金融・保険業	13	1.03	13	0	0	0
	不動産業	9	0.72	8	0	1	0
	飲食店・宿泊業	42	3.34	21	11	10	0
	医療・福祉	140	11.14	104	14	22	0
	教育・学習支援 業	18	1.43	8	7	3	0
	複合サービス業	36	2.86	19	15	2	0
	サービス業	246	19.57	122	60	61	3
	公務・その他	17	1.35	9	6	2	0
	合 計	1,257	100.0	687	294	265	11

資料:シンポジウム「クローズアップ農の福祉力」(平成19年11月27日開催)の資料(広島労働局作成)から抜粋

(4) 障害者自立支援法及び支援の概要

(資料：シンポジウム「クローズアップ農の福祉力」(平成19年11月27日開催)の資料(岡山県障害福祉課作成)から抜粋)

ア 障害者自立支援法のポイント

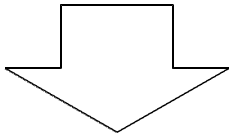
背景

身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別ごとに縦割りの施策であり、事業体系が分かりにくく格差があった。

市町村のサービス提供状況が異なり、地域格差があった。

増え続けるサービス利用のための財源確保が困難となった。

働く意欲のある障害者が必ずしも働けていない状況があった。



改正のポイント

障害の種別にかかわらずサービスを提供する仕組みを一元化

実施主体を市町村へ一元化

利用者もサービス利用量に応じて負担

(所得区分に応じて負担上限額を設定
国・自治体の費用負担の責任を明確化)

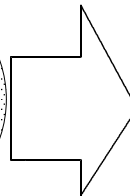
就労支援を抜本的に強化

支給決定の仕組みを透明化、明確化

イ 障害者自立支援法の目標

めざす社会

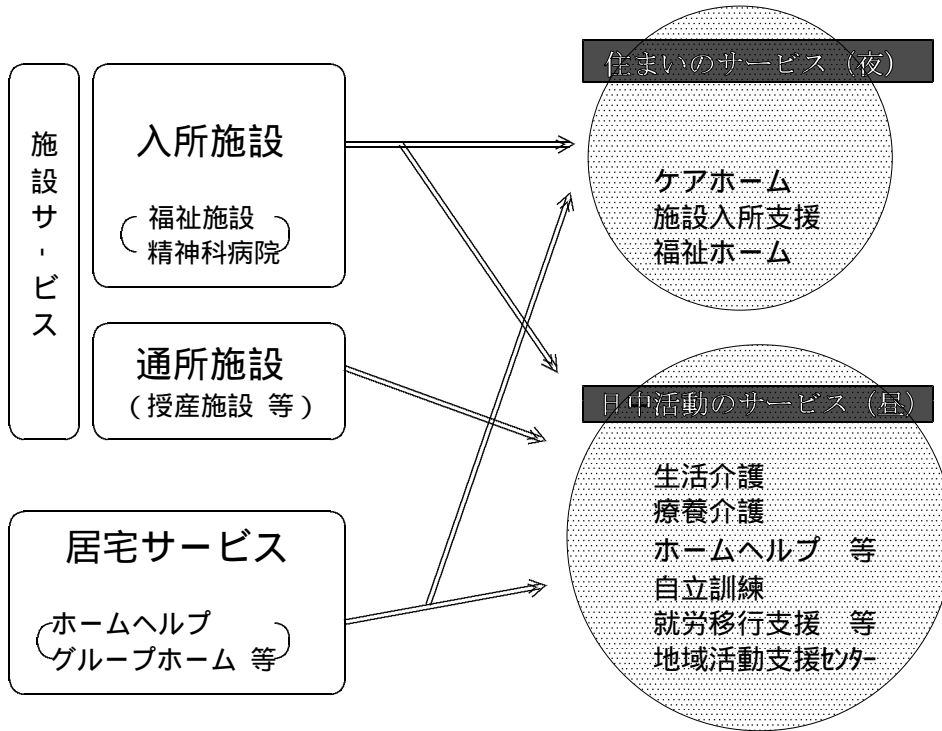
障害者が地域で自立して暮らし
障害のない人と自然に交流できる
共生社会の実現



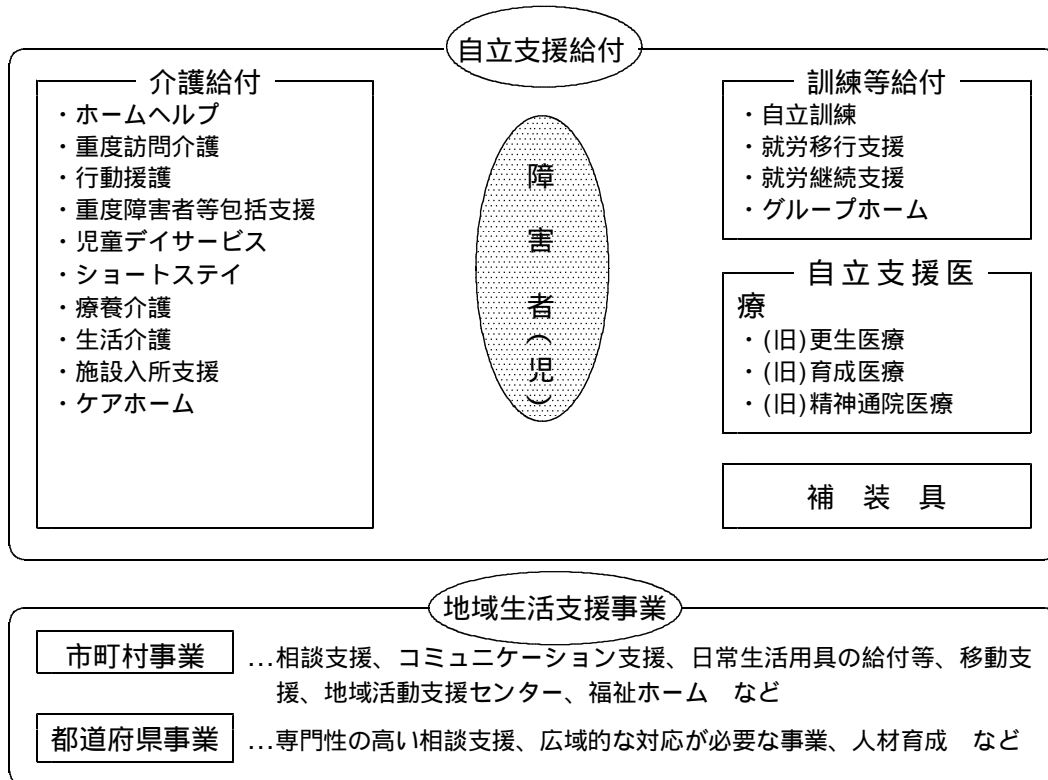
施策の方向

- ・ 地域生活への移行
- ・ 一般就労の促進

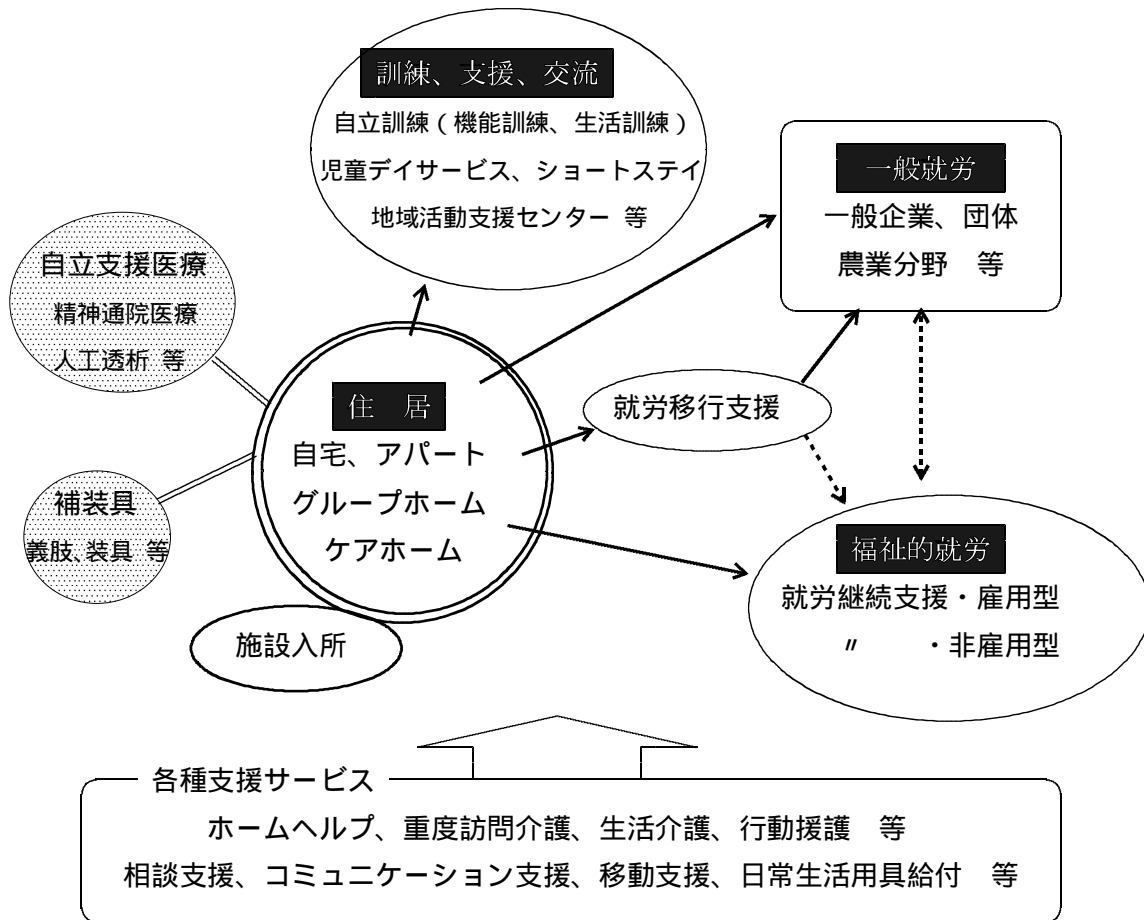
ウ 障害福祉サービスの再構築



エ 自立支援システムの全体像



オ 「地域生活」から見たイメージ



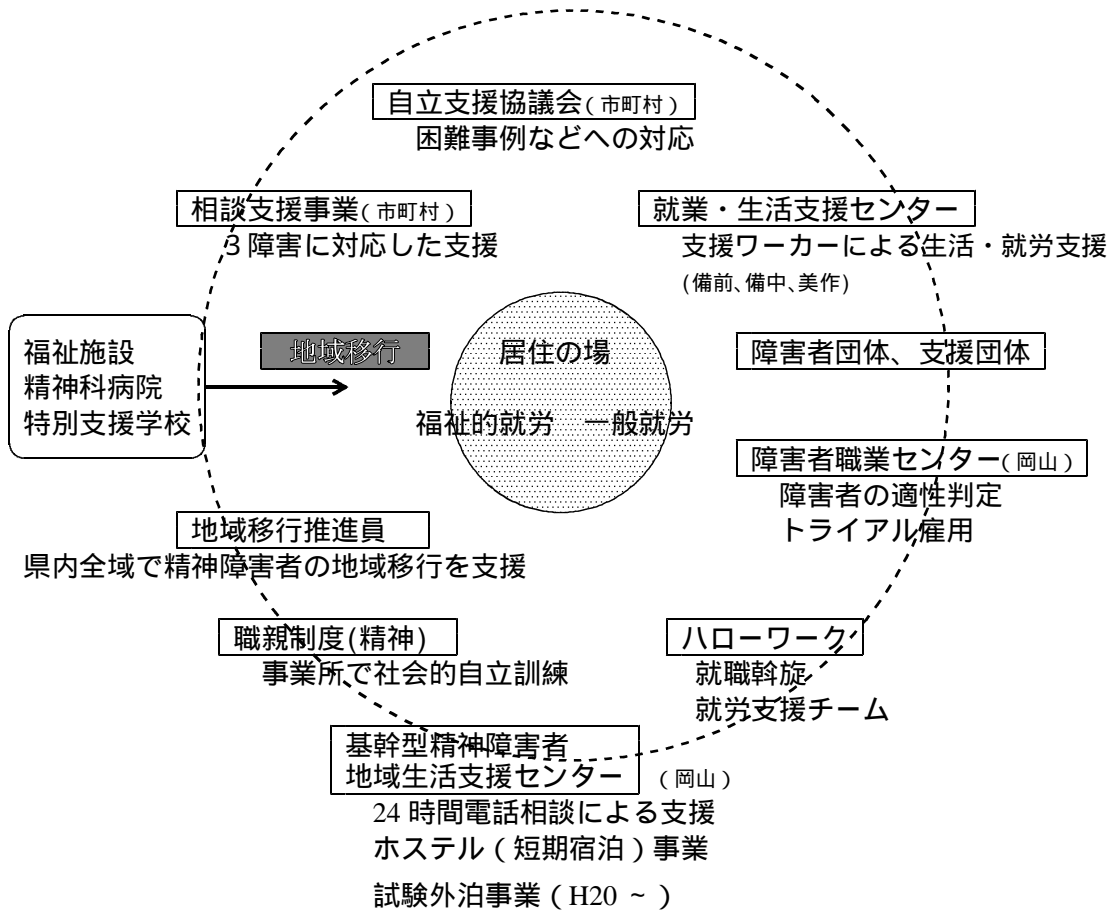
カ 支える仕組み

障害者が地域で自立して暮らすためには何が必要か

- ・居住の場の確保 = グループホームの整備
- ・一定所得の確保 = 就労の場の確保
- ・日常生活の支援 = 相談支援体制等の充実

- ・地域住民の理解
- ・事業主、従業員の理解
- ・地域住民の協力

- 各種相談への対応
- 健康管理
- 金銭管理や権利保護 等



障害のある方の地域生活をみんなで支えます

(5) 障害者の雇用を支援するための施策

(資料: シンポジウム「クローズアップ農の福祉力」(平成19年11月27日開催)の資料(広島労働局職業対策課作成)から抜粋)

1 「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり(障害者試行雇用事業)

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所に対し、障害者を試行的に雇用する機会を付与し、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。

2 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

知的障害者や精神障害者など職場での適応に課題を有する障害者に対して、ジョブコーチを事業所に派遣し、きめ細かな人的支援を行うことにより、職場での課題を改善し、職場定着を図る。

3 就業面と生活面における一体的な支援(障害者就業・生活支援センター事業)

障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、就業面と生活面にわたる一体的な支援を行う事業。

4 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の地域の多様な委託訓練先を開拓し、様々な障害の態様に応じた公共職業訓練を実施。

5 関係機関の「チーム支援」による、福祉的就労から一般雇用への移行の促進(地域障害者就労支援事業)

就職を希望する障害者に対し、ハローワークを中心に福祉等の関係者からなる「障害者就労支援チーム」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施。

6 福祉施設・特別支援学校における、企業ノウハウを活用した就労支援の促進(障害者就労支援基盤整備事業)

障害者雇用実績のある企業のノウハウを活用したセミナーを実施する等により、福祉施設の職員、特別支援学校の生徒、保護者及び教職員の一般雇用についての理解の促進、雇用支援策に関する理解・ノウハウの向上を図る。

7 医療機関等との連携による精神障害者のジョブガイダンス事業

医療機関等を利用している精神障害者の中には就職意欲は高いものの、就職するだけの準備性が整っていない者や、就職活動に伴う緊張や不安が大きく、現実に就職に結びつくことが困難な者が多い。そのため、ハローワークが医療機関等に赴き、就職や就業を希望する精神障害者に対して、就職準備段階での支援として、就職活動に関する知識や方法を実践的に示すガイダンスを実施する。

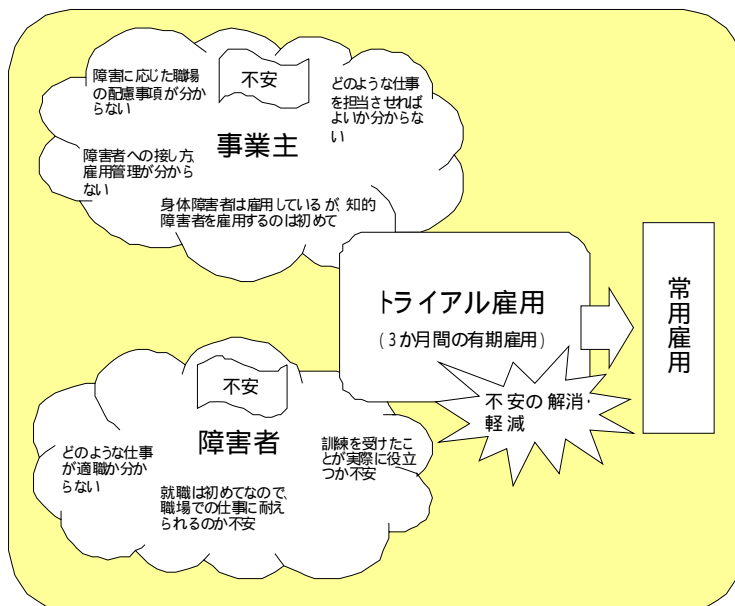
ア 「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり

～ 障害者試行雇用事業 ～

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者雇用に取り組む意欲があっても雇い入れることに躊躇する面もあります。

また、障害者の側でも、これまでの雇用就労経験が乏しいために、「どのような職種が向いているかが分からない」、「仕事に耐えられるだろうか」といった不安があります。

このため、障害者を短期の試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目指します。



期間

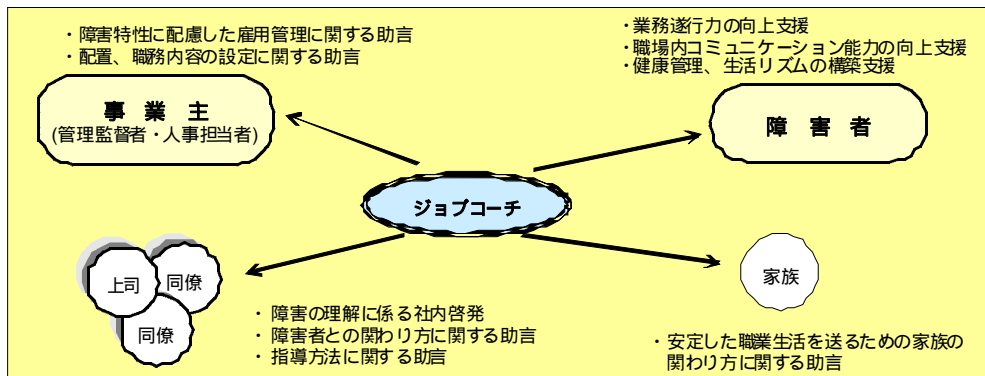
3か月間を限度(ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結)

奨励金

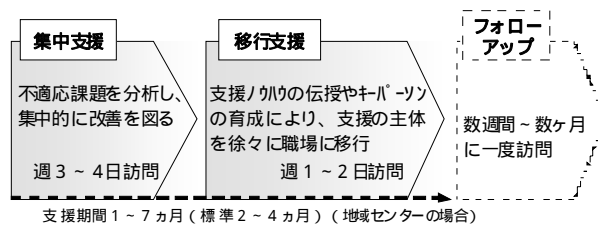
事業主に対し、トライアル雇用者1人につき、月4万円を支給

イ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

支援内容



標準的な支援の流れ



ジョブコーチ配置数(平成19年3月現在)

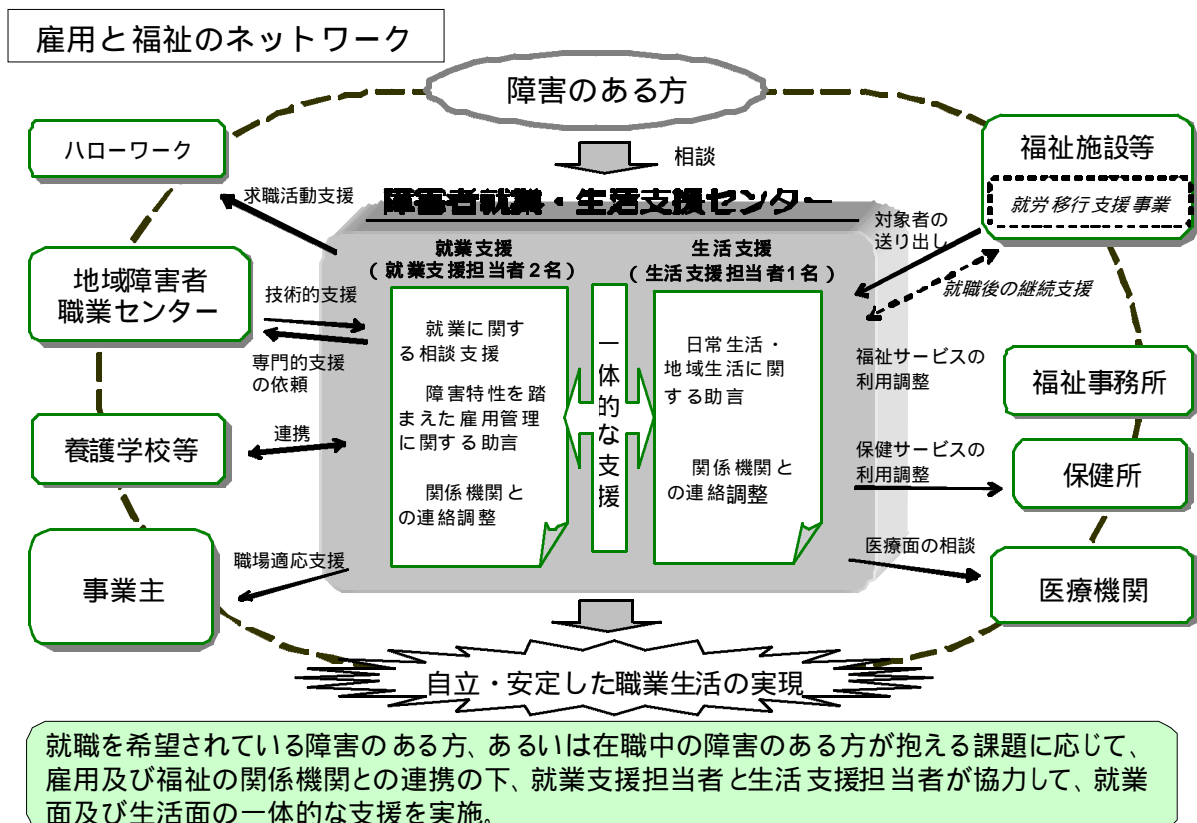
計842人	地域センターのジョブコーチ	304人
	第1号ジョブコーチ(福祉施設型)	515人
	第2号ジョブコーチ(事業所型)	23人

支給実績(平成18年度、地域センター)

支給対象者数 3,306人

職場定着率(支援終了後6ヶ月) 84.3%

ウ 障害者就業・生活支援センター



障害者就業・生活支援センターでの業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

< 就業面での支援 >

就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）

就職活動の支援

職場定着に向けた支援

障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言

関係機関との連絡調整

< 生活面での支援 >

生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言

住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

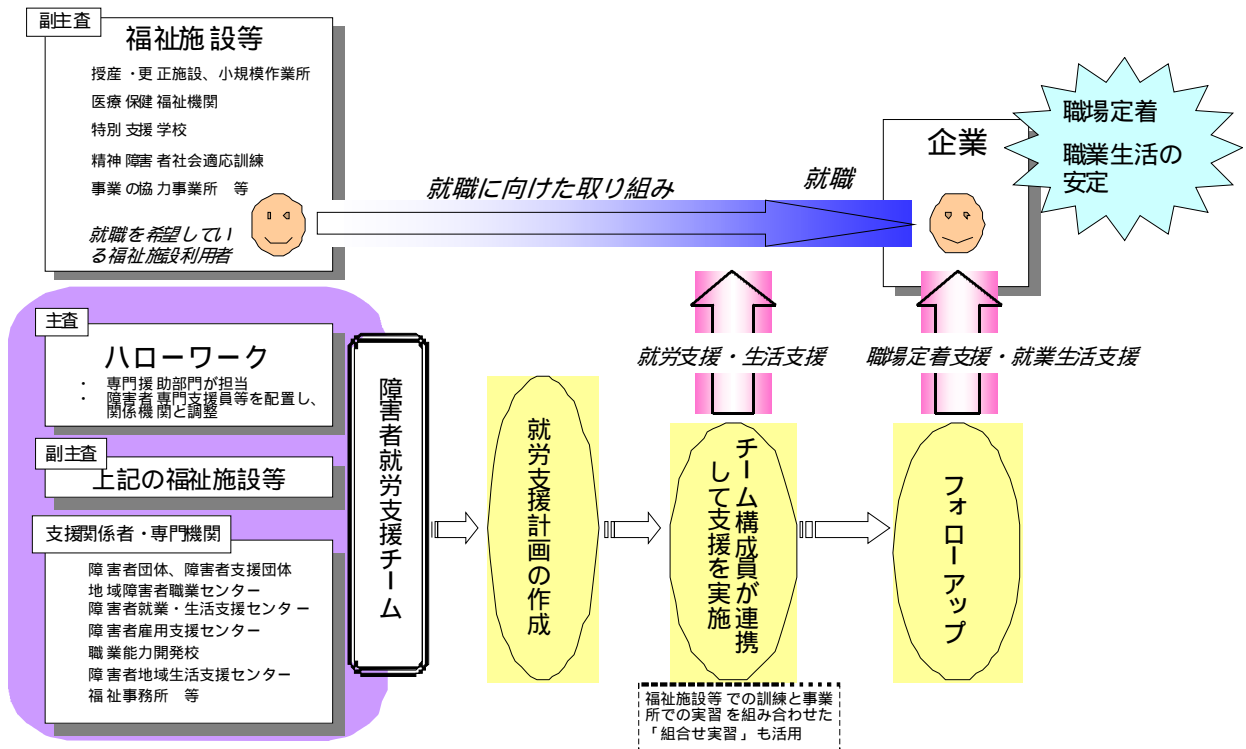
関係機関との連絡調整

設置箇所数

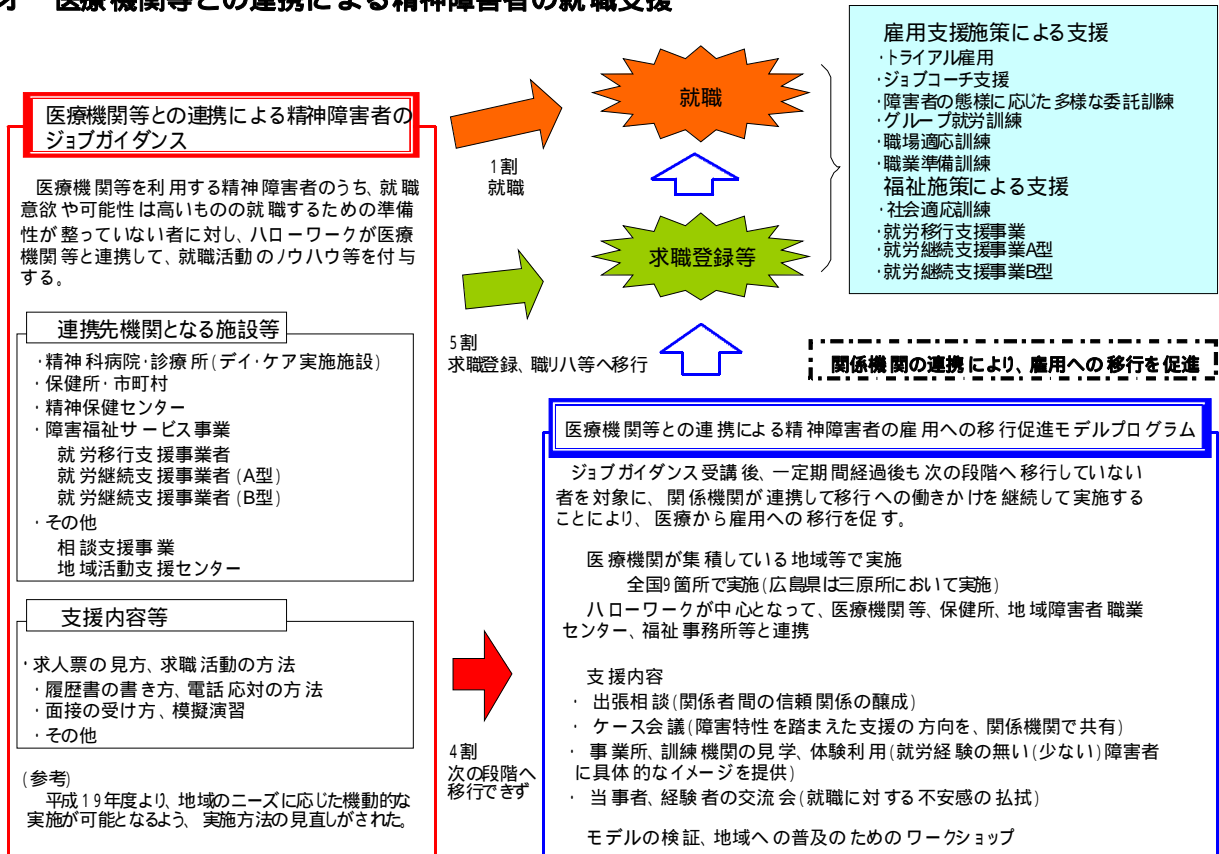
平成18年度 110センター 19年度 135センター

エ ハローワークを中心とした「チーム支援」

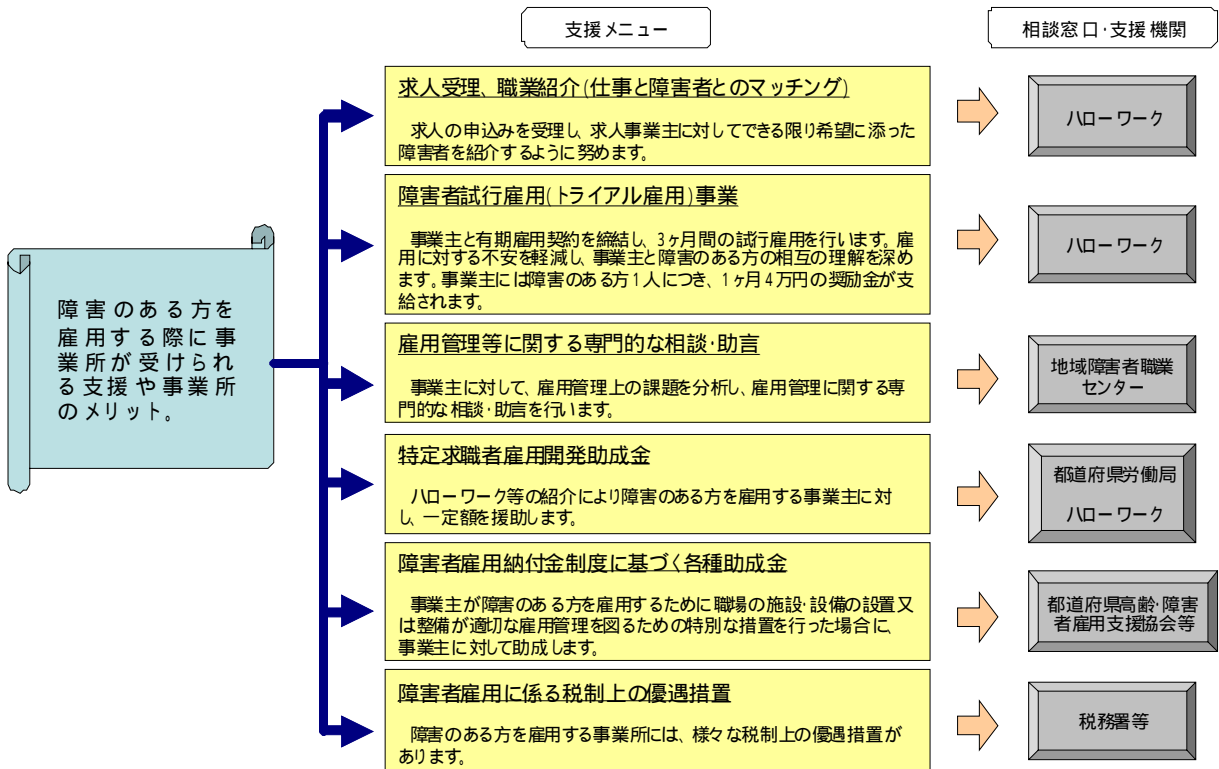
～ 「地域障害者就労支援事業」のスキームの全国展開 ～



オ 医療機関等との連携による精神障害者の就職支援



カ 事業者の方への支援



(6) シンポジウム「クローズアップ農の福祉力」開催概要



平成 18 年に障害者自立支援法が制定され、障害者の就労による社会参画が促進されることとなり、福祉分野では障害者の雇用の場が求められています。一方、農業においては、担い手の高齢化が進み、労働力が不足している状況にあります。また、農業が有する自然環境や癒しの効果は大きな福祉の力をもっており、障害者福祉の観点から大きな関心もたれ、福祉分野での障害者の雇用促進と農業分野での雇用労働の確保を図るという互いの課題の解決を図ることが求められています。

このため、中国四国農政局では、農業分野でこれまで就労機会の少なかった障害者の雇用機会の拡大という観点から、関係者の理解を深めるために「クローズアップ農の福祉力」を平成 19 年 11 月 27 日に岡山市内で開催しました。

農業、福祉分野及び各行政機関の関係者、約 200 名が参加、農業と福祉の連携を広げることが必要であるという認識が共有されました。

～ 基 調 講 演 ～



障害者就業・生活支援センター だんだん

センター長 ^{いとう}伊藤 ^{やすはる}泰治 氏

○ 障害者の就労支援で重要なのは・・・

学校の教員をしていた時、自分が「うつ」になった。実家で農作業をしたら「とても癒された」という経験から、同じ境遇の人の手助けができないかと思い、平成 12 年に生活支援センターに再就職した。

以後、主に精神障害者の就労支援に取り組み、現在 45 の職場に約 100 人（うち農業関係は 11 農家に約 30 人）の就労者がいる。

障害者の支援で重要なことは、「就労訓練をしっかりする」、「本人に合った仕事を探す」、「就労した後の定着支援をする」という就労支援はもちろん、生活支援、余暇支援を加えた 3 セットの支援が大切。

また、最初は無理をさせず、短時間から始めて、時間、日数をだんだんと増やしていく。訓練、職場内実習、正社員とだんだんとやっていくのがよい。これが「だんだん」の名前の由来の一つにもなっている。

○ 農業分野で障害者の就労を広めるには・・・

浜松で障害者の農業分野での就労が広まったのは、地域のリーダー的な農家に積極的に受け入れてもらい、その成功事例を、農家とおしのネットワークで PRしてもらったため。

など、実際の活動に基づいた内容をビデオによる紹介も含めわかりやすく説明していただきました。

伊藤 泰治氏：

静岡県浜松市で医療法人が運営している「障害者就業・生活支援センターだんだん」のセンター長。

現在「だんだん」の支援を受けた障害者約 30 名が 11 戸の農家で働いているほか、障害者の就労訓練として、年間 20ヶ所以上の農家から農作業を受託。

～ パネルディスカッション ～



コーディネーター（左端）吉長成恭教授
コメンテーター（右から）山根弘子氏、谷本欣也氏



パネリスト（左から）
伊藤泰治氏、堀井茂男氏、尾崎勝氏、岡田孝裕氏

広島労働局職業安定部職業対策課の山根弘子^{やまねひろこ}氏から雇用制度の解説、岡山県保健福祉部障害福祉課長の谷本欣也^{たにもとけんや}氏から福祉制度の解説の後、広島国際大学大学院吉長成恭^{よしながなるあき}教授のコーディネートにより、パ

ネルディスカッションを行いました。当日は、パネリストの皆さんからたくさんご発言をいただき、参加者からの質問もありました。各パネリストの主な発言内容は次のとおりです。

◇ 堀井 茂男^{ほりい しげお}氏（慈圭病院 院長）

精神科医の立場から精神障害（特に統合失調症）についての解説、社会的適応に焦点をあてたりハビリテーション手法を中心とした治療方法の説明がありました。また、岡山県での職親制度（現在 141 名いる職親のもとで年間 50 名以上の訓練者が社会適応訓練を実施）とその受け入れ状況の紹介、農業を主体としたリハビリプログラムを実施してきた慈圭病院の歴史などの紹介がありました。

◇ 岡田 孝裕^{おかた たかひろ}氏 （社会福祉法人みどりの町 理事長）

障害者自立支援法ができる前から就労に結びつく取組みをしており、実際に約半数が就労した。障害者は、農業をして収入を得ることが精神的にも一番よい方法だと確信していた。しかし、農業と福祉の制度上の接点がなく、農業の制度を活用するため、農業生産法人を作った。いかに知恵を出すかが重要であるが、実質的に農業をしていれば、農業の制度を活用できるようにしてほしいという希望もある。夢として、障害者個人の年間所得を 100 万円にしたい。などの話がありました。



ぶどうの収穫作業

◇ 尾崎 勝^{おざき まさる}氏 （グリーンプラネット尾崎 代表）



苗のポットセット作業

障害者を雇用する上で、特に注意していることとして、「ノルマを設けない」、「会話や余暇活動を重視」、「お互いの話し相手として複数人の雇

用」、「リーダー的な役割を与えたとやる気を出す」などの体験を踏まえた話がありました。

また、当事者、家族、病院、保健センターなどとの「連携」の必要性、雇用促進の助成金等の活用上、障害者手帳を持つことは大切なことなどの話がありました。

本シンポジウムの参加者に対して、アンケート調査を実施した結果、8 割以上の方が農業分野における障害者雇用に関心をもったと回答しており、理解醸成が図られました。実際に障害者雇用に結びつけるには、福祉と農業の両分野の連携が重要との意見もあります。

中国四国農政局は、両分野の連携を支援するため、関係者による意見交換会の実施等に取り組んで行くこととしています。

(7) 農業と福祉の取組事例調査の概要(調査時期:平成19年4~5月)

ア 各県別・取組主体別状況

区分	更生施設	授産施設	作業所等	NPO法人	事業所等	合計
鳥取県		5	2	1		8
島根県	1	8			1	10
岡山県	3	9	2		4	18
広島県	3	1	4		2	10
山口県	2	1	1			4
徳島県	6	2	3	3		14
香川県	3	4	2			9
愛媛県	2	2	2		2	8
高知県	4	4	3		1	12
合計	24	36	19	4	10	93

注 更生施設:入所して更正に必要な指導及び訓練を受ける施設(知的障害者更生施設)

授産施設:雇用の困難な方が、自活に必要な訓練を受けながら仕事をする施設(知的障害者授産施設)

作業所等:作業能力はあるものの、一般企業に就労できない知的障害者が生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で社会的自立を目指す施設(小規模通所作業所、福祉工場)

NPO法人:社会的な指名を達成することを目的に設立された民間非営利組織

事業所等:一般企業、農家

イ 県別・市町村別調査事例リスト

県名	市町村名	名称	設立年次	取組開始年次	受入人数	農業関係の取組	備考
鳥取県	鳥取市	社会福祉法人 鳥取福祉会 知的障害者授産施設「うぶみ苑」	昭.55	平.17	10	・地域の支援を受け自主生産活動を展開 らっきょう根切り作業請負、らっきょう栽培	
	鳥取市	社会福祉法人ウイズユ - 「ウイズウー千代工場」	平.8	平.16	15	・サラダほうれんそう、サラダみずなの水耕、周年栽培で安定雇用	
	鳥取市	NPO法人「十人十色」	平.18	平.18	10	・学習障害、注意欠陥・多動性障害等の子供達に農作業を通じた自立支援を展開 赤米、大豆、野菜栽培、みその製造・販売等	

県名	市町 村名	名 称	設 立 年 次	取 組 開 始 年 次	受 入 人 数	農 業 関 係 の 取 組	備 考
	倉吉市	社会福祉法人希望の家 知的障害者授産施設「若竹の家」	平.9	平.9	5	・米、野菜等の栽培・販売	
	倉吉市	社会福祉法人あゆみ会 知的障害者授産施設「トーゲン倉吉」	昭.60	昭.60	4	・野菜等の栽培・販売	
	倉吉市	社会福祉法人和 知的障害者授産施設「ボン・チャンス」	平.16	平.16	5	・ひらたけの栽培・販売	
	大山町	社会福祉法人柿木村福社会「柿木村共同作業所」	平.8	平.15	12	・自然農法による野菜栽培、しいたけ栽培、地鶏飼育等	
	大山町	小規模作業所「ストーク作業所」	平.16	平.17	9	・作業療法として農作業に着目し、有機栽培(いも類、豆類、野菜等の栽培・販売)を展開	
島根県	松江市	久保田養鶏場	昭.43	昭.59	3	・障害者雇用を念頭に置いた経営により長期雇用を実現(他にキャベツの栽培・販売)	詳細掲載
	松江市	社会福祉法人しらゆり会 知的障害者授産施設「希望の園」	昭.53	昭.53	18	・無農薬野菜の栽培・販売、鶏卵の生産・販売、切り干し大根の加工・販売	
	松江市	社会福祉法人四ツ葉福社会「四ツ葉園」	昭.60	昭.60	24	・野菜、果樹の栽培、みそ製造等	
	浜田市	社会福祉法人いわみ福社会「桑の木園」	昭.49	昭.49	70	・鶏 2,600羽余りを飼育(有精卵をスーパー等へ出荷)、水稲苗の育苗受託、野菜、花苗等の受託栽培	
	出雲市	社会福祉法人親和会「ふたば園」	昭.53	昭.53	19	・果樹、花苗の栽培、販売	
	出雲市	出雲市社会福祉協議会「エルパティオ三葉園」	平.15	平.15	45	・知的障害者、精神障害者それぞれの障害にあった作業を協力して展開(野菜の栽培・販売、うどん、そば製造・販売等)	
	雲南市	社会福祉法人雲南ひまわり福社会「きすきの里」	平.13	平.13	5	・野菜等の栽培・販売、こんにゃくの製造・販売	
	雲南市	社会福祉法人仁寿会 知的障害者授産施設「山光園」	昭.63	昭.63	68	・とうふ、こんにゃく、梅加工品等の製造・販売、米、なめこ等の栽培・販売、和牛飼育	
	斐川町	社会福祉法人喜和会 障害者支援施設「太陽の里」	昭.61	昭.61	26	・特産玉ねぎ、出西しょうがを地元JAと連携し生産・販売、野菜等、鉢花の栽培・販売	
	邑南町	社会福祉法人邑智福祉振興会「愛香園」	昭.48	昭.48	65	・野菜、花きの栽培・販売、ブルーベリーの栽培・加工・販売	
岡山県	岡山市	社会福祉法人泉学園「ネイチャーファーム」	平.4	平.4	7	・花、野菜苗の栽培・販売及び受託栽培	
	岡山市	社会福祉法人大樹の会「すだちの家」	平.13	平.13	11	・花、野菜等の栽培、花、野菜苗等の受託栽培、水稲の栽培・販売	
	岡山市	レークタウン(株)「まほろばの里」	平.13	平.13	7	・異業種から農業に参入し、障害者雇用に積極的に取り組む(野菜、花き栽培・販売等)	詳細掲載
	岡山市	農業生産法人(有)九幡商事	平.6	平.14	2	・いちごの施設栽培・販売	詳細掲載
	岡山市	社会福祉法人金曜会「わくわくワーク」	平.9	平.9	8	・酒造会社と提携し、アイガモ農法による酒米栽培・販売、こんにゃく、みそ製造・販売	
	岡山市	社会福祉法人自然の森 障害者通所施設「エスポアール・ピラザ」	平.10	平.10	15	・たまねぎ、かぼちゃ、さつまいも等の栽培	

県名	市町 村名	名称	設立 年次	取組 開始 年次	受入 人数	農業関係の取組	備考
岡山県	岡山市	農業生産法人(有)岡山県農商	平.11	平.11	7	・日本一のねぎ生産を目指し、障害者雇用を積極的に展開(青ネギの栽培・販売)	本文で事例紹介
	岡山市	グリーンプラネット尾崎(平成20年からNPO法人ドリームプラネット)	平.7	平.9	11	・自ら多数の障害者を雇用するとともに、近隣農家への働きかけを実施(花苗の栽培・販売)	本文で事例紹介
	岡山市	社会福祉法人閑谷福祉会「閑谷ワークセンター・せと」	平.4	平.9	9	・花苗、米、野菜、いも等の栽培・販売、あたご柿の栽培受託	
	岡山市	社会福祉法人ももぞの学園 知的障害者授産施設「ももぞの福祉園」	昭.50	昭.51	30	・花苗の栽培・販売、花苗の栽培受託、豆菓子等の製造・販売	
	井原市	社団法人「こだま園」	昭.50	平.7	30	・花き、しいたけの栽培・販売	
	新見市	社会福祉法人「健康の森学園」授産施設	平.3	平.3	50	・水稲、野菜、しいたけの栽培・販売、飼料作物等の栽培、鶏卵の生産・販売	
	高梁市	社会福祉法人旭川荘「希望の丘作業所」	平.4	平.4	30	・りんごの木「オーナー制度」に取り組みが好人気、しいたけ、りんご、ほうれんそうの栽培・販売、豆腐の製造・販売	
	真庭市	社会福祉法人蒜山慶光園 知的障害者授産施設「ワークスひるぜん」	平.17	平.17	20	・だいこん農家、しいたけ栽培会社へ人材派遣も、だいこん、そば、ネギの栽培・販売	
	真庭市	社会福祉法人秋桜会 知的障害者更生施設「コスモスの園」	平.7	平.7	8	・ぶどう、野菜の芋培・販売、近隣からの農作業請負	
	吉備中央町	社団法人吉備の里 岡山県立知的障害者授産所「岡山県吉備の里就労センター」	昭.58	昭.58	18	・農作業受託で近隣農家と連携強化 野菜、果樹、花苗の栽培・販売	
	和気町	社会福祉法人「藤の里」	平.18	平.18	5	・野菜の栽培	
	和気町	社会福祉法人恒和永千会「ボレボレ苑」	平.15	平.15	16	・野菜の栽培	
広島県	広島市	小規模障害者作業所「みのり作業所」	平.3	平.3	12	・野菜の栽培・販売、漬け物の製造・販売	
	広島市	自立支援共同作業所「みどり菜園」	平.11	平.11	7	・小松菜。サラダ水菜、いちご等の栽培・販売	
	広島市	社会福祉法人天友会「広島南授産所」	平.4	平.4	6	・野菜の栽培・販売、果樹の栽培、ジャムの加工・販売	
	三次市	社会福祉法人ともえ会 知的障害者支援施設「ともえ学園」	昭.61	昭.61	35	・しいたけ、野菜、花苗等の栽培	
	庄原市	社会福祉法人さくら学園「庄原もみじ園」	昭.48	昭.48	110	・野菜、しいたけの栽培	
	庄原市	知的障害者小規模通所授産施設「ふれあい共同作業所くちわ」	平.5	平.7	12	・野菜、花苗の栽培	
	呉市	社会福祉法人広島岳心会 知的障害者更生施設「野呂山学園」	昭.54	昭.54	14	・20万ポットの花き・野菜苗を生産、インターネット等多様なルートで販売 野菜、花苗の栽培受託	
	呉市	柏木菌茸有限会社	昭.60	昭.60	35	・障害者専用の作業ラインでえのき茸を生産し、障害者35名を雇用	詳細掲載

県名	市町 村名	名 称	設 立 年 次	取 組 開 始 年 次	受 入 人 数	農 業 関 係 の 取 組	備 考
広島県	安芸高 田市	社会福祉法人ひとは福祉会「ひ とは作業所」	昭.60	平.13	9	・もも、ブルーベリー、いちご、きゅうり、だい こん等の栽培・販売	
	三原市	農業生産法人「シンフォニーフ ァーム(社会福祉法人にどりの 町)」	平.7	平.7	24	・水稲、野菜の栽培・販売、観光農園(ぶどう園) の運営	詳細掲 載
山口県	山口市	社会福祉法人りがくえん「る りがくえん青年寮(株式会社農 業生産法人りく農産)」	昭.46	昭.46	70	・地域の担い手の側面を持った、自立支援活動を 実践 農作業受託、米、野菜等の栽培・販売	
	山口市	社会福祉法人ひらきの里 知的 障害者更生施設「ひらきの里(農 業法人有限会社ゆりのファーム)」	平.3	平.3	4	・地域農業の担い手組織 トマト、いちご、メロンの水耕栽培・販売 野菜、梅、くり等の栽培	
	下関市	社会福祉法人内日福祉会 障害 福祉サービス事業所「グリーン ファーム」	平.10	平.10	26	・自らが新規就農を行い、障害者雇用を促進 ゆり、いちご、水稲等の栽培・販売	
	周防大 島町	社会福祉法人「さつき園」	昭.62	昭.62	45	・ばれいしょ、かんしょ、しいたけの栽培・販売、 みかん加工仕向用皮むき作業受託	
徳島県	徳島市	社会福祉法人あゆみ福祉会 知 的障害者授産施設「あゆみ園」	平.2	平.5	45	・野菜等、温州みかんの栽培・販売、花苗の栽培 受託	
	徳島市	NPO法人「太陽と緑の会」	昭.46	平.2	10	・野菜等、しいたけの栽培・販売、鶏卵の生 産・販売	
	徳島市	NPO法人障害者地域共同作業 所「きのこハウス」	平.8	平.8	7	・しいたけの栽培・販売	
	徳島市	NPO法人「いのちのさと」(農 業法人)	昭.51	平.4	15	・地域に支援された雇用型農業法人 酪農、干し椎茸の生産・販売、農産加工品の製造 ・販売	詳細掲 載
	阿南市	社会福祉法人西室苑 知的障害 者更生施設「西室苑」	昭.41	昭.41	40	・水稲、野菜の栽培	
	阿南市	社会福祉法人柏涛会 障害者地 域生活自立支援センター「ばん そうS&S」通所授産部ブルー ツリー桑野	平.17	平.17	13	・野菜の栽培	
	鳴門市	社会福祉法人大麻福祉の町 知 的障害者授産施設「鳴門授産セ ンター」	昭.50	昭.50	10	・支援活動を通じた地域の労働力として活動 花苗、しいたけの栽培・販売、花苗の栽培受託、 農作業人材派遣	
	美馬市	社会福祉法人三美厚生団「檜ヶ 丘育成園」	昭.42	昭.59	8	・果樹、野菜、きくの栽培、除草作業受託	
	松茂町	社会福祉法人仁栄会 知的障害 者更生施設「春叢園」	昭.53	昭.63	40	・ばれいしょ、たまねぎ等、ハーブの栽培・販売	
	美波町	社会福祉法人柏涛会 障害者地 域生活自立支援センター「ばん そうS&S」	昭.55	昭.64	14	・重度障害者を対象に農業療法を实践 水稲、野菜苗、トマト(水耕)の栽培・販売 地域の高齢者を雇用	
	東みよ し町	社会福祉法人十字会「博愛ピ レッジ」	平.7	平.11	10	・野菜の栽培	
	那賀町	丹生谷心身障害者会「あすなろ 作業所」	平.8	平.10	26	・有機・減農薬栽培(野菜等の栽培・販売) 農作業受託	

県名	市町 村名	名称	設立 年次	取組 開始 年次	受入 人数	農業関係の取組	備考
徳島県	つるぎ町	半田小規模通所作業所「すだち苑」	平.9	平.9	7	・野菜等の栽培・販売、肥料製造	
	海陽町	地域共同作業所「虹」	平.13	平.13	17	・さつまいも、野菜等の栽培・販売、干し芋の製造・販売	
香川県	高松市	社会福祉法人竜雲学園 知的障害者通所授産施設「竜雲かしのき園」	昭.52	昭.52	15	・花苗の栽培・販売	
	高松市	社会福祉法人竜雲学園 知的障害者授産施設「竜雲あけぼの学園」	平.1	平.1	15	・きく、カーネーションの栽培・販売製麺	
	高松市	社会福祉法人銀星の家 知的障害者授産施設「ぎんせいワーク」	昭.63	昭.63	2	・野菜の栽培・販売	
	丸亀市	社会福祉法人香川県社会福祉事業団「香川県ふじみ園」	昭.54	昭.55	20	・もも、花苗の栽培・販売	
	観音寺市	社会福祉法人三豊広域福祉会「丸山作業所」	昭.59	昭.59	22	・花苗の栽培・販売	
	三豊市	社会福祉法人鶴足津福祉会 知的障害者援護施設「高瀬荘」	昭.62	昭.62	160	・茶、胡蝶蘭の栽培・販売、いちごの水耕栽培	
	土庄町	社会福祉法人みに園	昭.60	平.9	2	・いちごの施設栽培・販売	
	土庄町	社会福祉法人「ひまわりの家」	昭.62	昭.62	23	・オリーブ栽培、塩蔵加工品の製造・販売 野菜、しいたけの栽培・販売	
	綾川町	社会福祉法人竜雲学園 知的障害者更生施設「竜雲少年農場」	昭.51	昭.54	79	・行政や家族の支援を受け、大規模放牧を実施、酪農、アイスクリーム・ソフトクリームの製造・販売、野菜の栽培	
愛媛県	松山市	社会福祉法人宗友福祉会「はばたき授産園」	平.2	平.12	50	・花苗の栽培・販売	
	西条市	愛媛飼料産業株式会社（丹原ファーム）	昭.60	平.10	1	・養豚業	詳細掲載
	西予市	社会福祉法人野村町社会福祉協会 知的障害者更生施設「野村育成園」	昭.56	昭.62	32	・野菜、花等の栽培・販売、花壇管理作業受託、鶏卵の生産・販売	
	西予市	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会 知的障害者更生施設「希望の森」	昭.59	昭.60	22	・野菜、花等の栽培・販売、花苗の栽培受託 鶏卵の生産・販売、ひまわり油の製造・販売	
	西予市	社会福祉法人ひまわり育成会 知的障害者通所授産施設「宇和ひまわりの郷」	平.15	平.15	8	・野菜、花等の栽培	
	宇和島市	NPO法人結の会 「障害者労働センター結」	平.18	平.18	13	・よもぎの栽培、よもぎ加工品の製造・販売	
	宇和島市	株式会社 山口園芸	平.8	平.11	2	・野菜接ぎ木の栽培・販売	詳細掲載
	愛南町	心身障害者共同作業所「こころ」	平.15	平.15	6	・ユーカリの栽培・販売、ハブ茶、よもぎの栽培、加工品等の製造・販売	
高知県	高知市	社会福祉法人昭和会 知的障害者入所更生施設「高知市福祉牧場 おおなる園」	昭.60	昭.60	20	・酪農、養鶏、野菜、果樹、花等の栽培・販売	

県名	市町 村名	名称	設立 年次	取組 開始 年次	受入 人数	農業関係の取組	備考
高知県	高知市	社会福祉法人高知県知的障害者 育成会「あさひのあたる家」	平.16	平.16	8	・米、さつまいもの栽培・販売	
	高知市	横田きのこ有限公司	昭.55	昭.55	5	・えのき茸の栽培・販売	詳細掲 載
	室戸市	社会福祉法人室戸はまゆう会 知的障害者更生施設「むろと・ はまゆう園」	昭.62	昭.62	29	・野菜、花き、水稻、果樹、茶の栽培・販売	
	室戸市	NPO法人ホップあきの会	平.12	平.12	16	・野菜、花き、しいたけの栽培・販売、お茶等の 製造・販売	
	南国市	社会福祉法人「きてみや」	平.18	平.18	18	・野菜、四万十甘栗の栽培、販売	
	宿毛市	社会福祉法人高知西南福祉協会 「宿毛授産園」	昭.52	昭.55	50	・水稻の栽培、野菜、花きの栽培・販売	
	香美市	社会福祉法人高知県知的障害者 育成会 知的障害者更生施設「か がみの育成園」	昭.37	昭.37	12	・野菜、野菜苗、花きの栽培・販売、花苗栽培受 託、にんにく加工品の製造・販売	
	春野町	社会福祉法人高知小鳩会 知的 障害者更生施設「あじさい園」	平.7	平.13	7	・ミニトマト、しいたけの栽培・販売	
	中土佐 町	社会福祉法人大野見福祉会「せ せらぎ園」	昭.61	昭.61	24	・野菜苗、花苗、いちごの栽培・販売	
	津野町	社会福祉法人 津野町社会福祉 協議会	平.6	平.6	9	・花苗等の栽培・販売	
黒潮町	社会福祉法人土佐七郷会「大 方生華園」	昭.55	昭.55	70	・かすみそう、シクラメン、グァバの栽培・ 販売、水稻の栽培		

ウ 個別事例（農業経営体取組）の内容

久保田養鶏場

（島根県・松江市）

正式名称：久保田養鶏場

住 所：島根県松江市北田町132-6

代表者名：久保田 耕司

設 立 年：昭.43年 取組開始年：昭.59年

[お問い合わせ] 0852-21-9764

1 取組の経緯と概要

久保田養鶏場の経営者 久保田耕司氏は、地元の高校を昭和 54 年に卒業し東京で就職していたが、平成 12 年に脱サラし、父が昭和 43 年から経営していた養鶏場を農業改良資金（後継者資金・無利子）を活用し引き継いだ。

養鶏場の規模は、昭和 43 年に採卵鶏 5,000 羽でスタート、平成元年には 13,000 羽まで増羽されたが、久保田氏が父から引き継いだ 12 年以降は 9,000 羽の飼養規模を維持している。

養鶏副産物の鶏糞は全量発酵鶏糞に加工し、干拓地にある 1.8ha の畑でのキャベツ栽培（80 a）に利用している。

知的障害者の雇用は昭和 59 年から始めた。これは、健常者の従業員（パート雇用）2 名だけでは人手不足のため労働者として雇用したもので、当初 4～6 名雇用していたが、平成 13 年以降は男性 2 名、女性 1 名の計 3 名が定着しており、正規雇用の形態を取っている。

作業は、養鶏とキャベツ栽培に 7：3 の割合で、3 名のローテーション態勢で従事してもらっている。仕事の内容としては、養鶏は集卵作業、出荷準備及び鶏糞処理等、キャベツ栽培では、苗の定植や収穫等を行ってもらっている。

2 取組に対する評価（効果）

59 年当初からの長期雇用であることから経験が豊富なこと、また、比較的単純な農作業であることから雇用労働上の大きな問題は発生していない。

3 今後の展開方向

知的障害者の雇用を守る趣旨から現在の経営規模を維持していきたい。

（養鶏の経営規模を拡大すれば機械化が必要になり、結果として雇用の場が少なくなると思われる。）

まほろばの里

(岡山県・岡山市)

正式名称：レークタウン(株)まほろばの里

住 所：岡山県岡山市中尾110

代表者名：西井 君江

設 立 年：平.13年 取組開始年：平.13年

[お問い合わせ] 086-279-7171

1 取組の経緯と概要

近隣の農園で障害者を雇用している例を見て、平成13年に障害者を自社農園の労働力として雇用するとともに、社会復帰・就労支援を行うために自社農園を「まほろばの里」と命名し、社会適応訓練事業(職親)の協力事業所として市に申請し認定された。

農園は、田(1.4ha)、畑(5ha、果樹園40a含む)、野菜・花きのビニールハウス(458㎡×2棟)、野菜・花きの選別・出荷及び健康茶の生産を行う「レーク工房」と呼ばれる農園作業所(80㎡)があり、烏骨鶏の飼養も行っている。

農産物は、同社が経営する老人ホームに食材として提供しているほか、地域との「ふれあい市」(月1回、同社敷地内で開催)と同社が設置している直売所(2か所)で販売している。

農作業以外では、庭木の剪定、草刈り、ハウスクリーニングなどの作業を行っているほか、「レーク工房」では、障子・襖・網戸などの張り替え作業など、便利屋的な仕事も行っている。

現在、精神障害者6名と知的障害者1名を雇用しており、障害者は、当月の出勤予定表を前月に提出し、自己の体調に合わせて自主的に予定を立てて農作業に従事している。

2 取組に対する評価(効果)

障害者は、農作業に従事することにより、表情が明るくなってあいさつができるようになったり欠勤もなくなるなど自己管理ができるようになってきており、症状改善の効果が見られる。また、薬の量が減り、その質も軽度のものに変わってきている。

3 今後の展開方向

今後は、乾燥しいたげや花苗ポット等付加価値の高いものを生産・販売し、収益増を図り、障害者の就労意欲の醸成を図りたい。

九蟠商事

(岡山県・岡山市)

正式名称：認定農業生産法人(有)九蟠商事

住 所：岡山県岡山市九蟠933

代表者名：岡崎 三千男

設 立 年：平.6年 取組開始年：平.14年

[お問い合わせ] 086-948-3160

1 取組の経緯と概要

平成6年に設立した(有)九蟠商事は、当初、病院に納入する物品の販売や水稲とにんにくの栽培を行っていたが、にんにくに変えて、付加価値の高いいちごの高設ベンチ栽培(ハウス)の導入を契機に、労働力確保の目的から障害者の受入を平成14年から開始し、現在、2名の精神障害者を雇用している。

また、同社は「精神障害者社会適応訓練事業」の協力事業所としても認定されている。

2 取組に対する評価(効果)

一般的に精神障害者は労働の持続性が欠ける傾向にあるため、就労時間は設定していないが、自然の中での農作業をすることによって、障害者の労働意欲がわいてきており、労働時間が徐々に長くなっている。

また、生産したいちごは九ブランドとして岡山市場に出荷しており、品質が良いと県内外から高い評価を受け、障害者の労働意欲の高揚に一役買っている。

3 今後の展開方向

今後は、ハウスを10a増設するとともに、アイスクリームやシャーベット等の加工場を建設する予定がある。また、ハウスの中での農作業よりも青空の下での作業の方が障害者の症状改善効果が高いため、水稲の栽培作業にも障害者を起用するとともに作付面積を拡大、裏作として小麦の栽培もできればと考えている。

そのため、障害者雇用を現在の2名から7～8名に増員する予定であり、精神障害者より労働の持続力のある知的障害者の受入を考えている。

柏木菌茸有限公司

(広島県・呉市)

正式名称：柏木菌茸有限公司

住 所：広島県呉市苗代町 1002

代表者名：柏木 健二

設 立 年：昭.60年 取組開始年：昭.60年

[お問い合わせ] 0823-33-6181

1 取組の経緯と概要

昭和 60 年 4 月に重機リース業から異業種のえのき茸栽培を開始した。

障害者雇用の開始は同年 6 月で、知的障害をもった青年の就職活動の相談を受けたことがきっかけだった。

知的障害者の雇用促進の取り組みに当たっては、機会あるごとに障害者雇用セミナーや障害者雇用推進専門講習会などにも参加して、安心して働きやすい組織づくりと同時に、厳密さを要求される作業工程や精神的・肉体的に負荷のかかる行程には、専門メーカーの機械を導入して障害者が単純軽作業に従事しやすいシステムを構築した。

現在のえのき茸生産量は年間約 500 t で、J A をとあして、関西及び中国地方の卸売市場、県内の学校給食会や生協などへ販売している。

平成19年 2 月末現在の従業員数44名のうち障害者数35名で、重度の知的障害者の割合が高い。

2 取組に対する評価（効果）

障害者が作業することを前提にした作業ラインのため、近隣の業者や福祉関係者のほか、きのこ産地の長野県からも視察の申し込みがある。

障害者の職業生活の自立は、社会生活の指導・支援なしには為し得ないという考えのもと、職場定着推進チームを結成し、雇用管理会議、家族との随時面談、関係各機関との連携を密にしており、重度障害者多数雇用促進優良事業所として、労働大臣表彰をはじめ、自治体及び関連各機関から複数の表彰を受けている。

障害者を雇用している企業として（独）高齢・障害者雇用支援機構の制度を利用している。

3 今後の展開方向

事業の拡大を検討したこともあるが、利益を追求し過ぎると雇用の場から障害者が排除されてしまう。働き続けられる会社であるためには、利益を度外視するわけにはいかないが、現在の規模を維持し、支援の充実を重視する方向で何が出来るのかを考えていきたい。

将来的には、社員住宅や養護ホームを確保し、継続勤務で経験を生かし、体力面で退職を余儀なくされても安心して暮らせる場を用意した「障害者のユートピア工場」になることを目指している。

今後とも障害者の社会生活の場、雇用の場を与えられるのは事業主の社会的責任と自覚し、障害者雇用に積極的に取り組んでいきたい。

シンフォニーファーム

(広島県・三原市)

正式名称：農業生産法人シンフォニーファーム

住 所：広島県三原市大和町大草 74 - 19

代表者名：岡田 雄幸ゆうこう

設 立 年：平. 7 年 取組開始年：平. 7 年

[お問い合わせ] 0847-34-1010

1 取組の経緯と概要

「農業生産法人シンフォニーファーム」は、平成 7 年に向用倉営農団地むかいようくらに入植し観光ぶどう園を開設し、現在、法人は、観光ぶどう園 1.0 ヘクタール、水稲 1.0 ヘクタール、野菜 0.6 ヘクタールを栽培しており、法人の構成は職員 3 名となっている。

知的障害者を支援したい思いをきっかけに、平成 7 年から農作業について近隣の知的障害者入所授産施設の障害者の雇用を始め、平成 18 年からは広島県の「ハートフル農園支援事業」を活用し、水稲及び野菜の生産に取り組んでいる。

販売先については、ぶどうは観光ぶどう園として開園し、来園者にキロ千円で摘み取って貰っている。お米はすべてみどりの町に買い取ってもらっている。野菜は三原市の給食センターや道の駅、特産市場などに納めている。

ハートフル農園支援事業

障害者の経済的自立を支援するとともに、農地の利活用の促進を図るため、農業生産法人等が行う障害者を受け入れるための環境整備に対する支援。

2 取組に対する評価（効果）

自然や動物とのふれあいは、癒しの効果が顕著で、知的障害を抱える人たちは、農作業に携わることで情緒が安定し、発達の遅れによる行動異常、環境への不適應等の緩和や、感性の養成が見られる。豊かな自然環境の中での作業となることから、精神的にも、体力的にも強くなっている。また、知的障害者が就職して働くには、理解力が乏しかったり、計算が苦手であったり、複数の作業工程を一度に取り組めないなど就職にあたっては多くの課題があるが、農業部門では障害者雇用は十分対応できると考えている。農作業は暑い時期、寒い時期と大変厳しい環境の中で行わなければならないが障害を抱える人たちは、環境に左右されず行える力や単純作業を継続してやれる力がある。作物の栽培管理や動物の飼育を通して自信を付けて成長している。

農産物については、ぶどう園の来園者、消費者等より「おいしい」と高い評価を受けている。

3 今後の展開方向

障害者雇用の観点から見れば農業の果たす役割は大きい。高齢化で担い手が不足している農業分野を知的障害者と支えることができると考えている。

農業と環境は密接な関係があるので、今後も規模を維持又は拡大しながら、将来的にはバイオエタノールの原料生産などもできると考えている。

福祉、農業、環境に貢献していきたい。

いのちのさと

(徳島県・徳島市)

正式名称：特定非営利活動法人 いのちのさと

住 所：徳島県徳島市国府町矢野325-2

代表者名：石川 正晴

設 立 年：昭.51年 取組開始年：昭.51年

1 取組の経緯と概要

「いのちのさと」は、昭和51年の発足以来、すべての人が健康で幸せに暮らすため、食品公害、農薬汚染等の環境問題に取り組むとともに、健康な暮らしを支える農業や食品製造・販売を通じて障害者と健常者が共に働き、生活し、平等に生きる場を目指して障害者の支援活動を行ってきた。現在、主に農業や食品加工・流通業、情報サービス業を行っており、障害者 25 名、スタッフ 9 名で運営している。

本格的に事業を展開するため、平成 4 年には農事組合法人化を図った。現在、牧草地をはじめとして約 10ha の農地を保有し、知的障害者を中心に 15 名が農業に従事している。

このような取組を軌道に乗せるまでには、農地の取得や資金調達、法令・規制対応、障害者に対する封建的な差別意識等数多くのハードルがあった。福祉は当時の厚生省、農事組合法人は農林水産省の管轄下で、公的資金援助等の手続きも複雑で時間を要したが、徳島県農業会議の助言や活動に理解を示す農家からの家畜や中古農機具の提供等があり、これら地域的な支援を得ながら事業を進めた。

現在、農業部門では酪農や水稲、野菜、しいたけの栽培を行っており、食品加工部門では豆腐、こんにゃく、味噌、麺類、菓子等の製造や外食等の委託販売活動を行うなど多くの事業を展開している。販売方法についても直売所のほか電話やインターネットによる受注宅配、生協や産直施設へ出荷などにより、年間売上額も 2,000 万円に達している。

当施設では知的障害者、精神障害者及び身体障害者がそれぞれ得意の分野で活躍して自立することを目標としており、約半数が雇用保険に加入し、農業関係の事業にこだわった障害者就労継続支援の雇用型事業を目指している。

2 取組に対する評価（効果）

当施設による障害者の生活全般にわたる支援活動、並びに社会に対する啓発活動、ボランティア育成活動等が自治体や地域住民に理解され、事業収入以外に年間400～500万円の公的支援、会費制の支援団体の資金協力を得ている。

また、恒常的なボランティアの協力体制は未整備で、部外者の視察も散発的であるが、当施設が開催している様々なイベントや農園塾等を通じて、J A や学校、農家等の方々をはじめとした地域住民との交流も深まり、施設が行っている活動への理解も広まっている。

知的障害者の多くは工業製品の委託作業等、持久力を要する作業は苦手であるが、開放された自然や生き物に接する機会が多い農業は自立への近道と考えている。

県内で唯一のノンホモ低温殺菌牛乳は、本物志向の消費者から高く評価されている。

3 今後の展開方向

植物を育て、動物と触れあう中においてその動物を繁殖させて収入を得る酪農こそ、知的障害者にとって最も理想的な就労方法と考えている。

将来は、現在行っている平地での酪農を環境の良い広大な山間部に移設して牧草地を育成しながら本格的な酪農に挑み、障害者の受入も拡大していきたい。

愛媛飼料産業株式会社丹原ファーム

(愛媛県・西条市)

正式名称：愛媛飼料産業株式会社丹原ファーム

住 所：愛媛県西条市丹原町関屋甲 299-1

代表者名：森 義伸

設 立 年：昭和60年

取組開始年：平.10年

[お問い合わせ] 0898-73-2211

1 取組の経緯と概要

愛媛飼料産業丹原ファームは、昭和 60 年から養豚の一貫経営を開始し、現在、母豚 500 頭、肥育豚 5,300 頭を飼養、当地域でも大規模な経営を行っている。

丹原ファームでは、規模拡大により平成 7 年頃から労働力として、外国人を雇用していたが、生活習慣等に馴染めず定着しないことから、平成 10 年、本社（松山市）での実例を参考に地元の養護学校から知的障害者（軽度）を 2 名雇用した。このうち 1 名は辞めたが、残った 1 名（男性、29 歳）は現在も特に問題なく頑張っている。（当初 2 年間は母親が付き添いで通勤していたが、説得の末、3 年目からは自転車による通勤を始め、現在に至っている）

雇用にあたり、養豚場では実習を体験させ、作業の処理状況の確認がとれたことと、本人がこの場で働くことの意志確認がなされたため、正式に雇用した。

2 取組に対する評価（効果）

数年前、近隣の養護学校から生徒達の視察があり、その後学校に生徒を雇用したいという要請を行ったが、通勤に問題があり、このときは断念した。

現雇用者は当初、仕事が遅く、対話が通じなかったが、社員数人で積極的に養護し、きめ細かに指導したことで、次第に会話が通じ仕事も任せられるようになった。また、体が硬く曲がらなかった膝も現在ではスムーズに動き、作業も容易になっている。

作業内容は、始めはスコップでふんの除去作業を行っていたが、現在は分娩室のマット敷き、えさ箱の洗浄、豚の移動、順番が決まっている部屋カードの洗浄や配置など多彩な作業をこなしている。様子をみても活きいきとし、楽しそうな表情がうかがえ、無断欠勤は一切ない。

休日には、単独で汽車に乗り遠出をする事も可能となり、そんな話を自らがするようになった。

3 今後の展開方向

飼養規模は今後も現状を維持していく予定である。

軽度で通勤が可能な者なら 2 名程度雇用の意向。

株式会社 山口園芸

(愛媛県・宇和島市)

正式名称：株式会社 山口園芸

住 所：愛媛県宇和島市津島町山財4925

代表者名：竹本 昇

設 立 年：平. 8 年 取組開始年：平. 11 年

[お問い合わせ] 0895-32-2116

1 取組の経緯と概要

山口園芸は、平成 8 年に農業生産法人として設立し、果菜類を中心とした接木苗の生産を始めた。16年に株式会社化し、現在は、年間1,300万本の野菜接木苗の委託生産に従業員77名でハウス60棟、2万㎡で行っている。

最初は、養護学校からの依頼で、年に何回か実習を行った。そのような取組の中、当該校の卒業生を11年4月から17年にかけて3名受け入れた。

現在は、知的障害者 1 名を継続雇用し、トライアル雇用（精神的障害者）を経て正社員登用が実現した 1 名も受け入れている。

障害者に対しては、当初は単純な反復作業に専念してもらい、自信のついてきたところで徐々に、自分の判断のできる作業を広げるべく指導・教育を実施している。

2 取組に対する評価（効果）

現場には年に何回か他の施設等から巡回に訪れたり、養護学校からもアフターケアを主たる目的として、年に数回の視察訪問が実施されている。

障害者に対しては、特に安全管理面での指導や円滑なコミュニケーションの環境づくりに留意している。

3 今後の展開方向

障害者のさらなる雇用は現時点では計画していない。しかしながら、企業としての社会的責任と生産性を熟慮しながら、都度、慎重な検討をしていく姿勢を維持。

横田きのこ

(高知県・高知市)

正式名称：横田きのこ有限会社

住 所：高知県高知市介良 747

代表者名：横田 岬一

設 立 年：昭.55年

取組開始年：昭.55年

[お問い合わせ] 086-860-0377

1 取組の経緯と概要

横田きのこ有限会社は、昭和 55 年に設立された、エノキダケ栽培を行う会社である。

現在、社員は 15 名おり、そのうち聴覚障害者 1 名、知的障害者 4 名が働いている。

同社が障害者を雇用したのは、横田社長が以前、箱をつくる内職の会社を経営していたときに、箱の組立作業を知的障害者の通所授産施設へ発注したことがあり、そのときに、箱の組立は単純作業だが、集中力を欠かずに仕事を行う障害者の仕事ぶりが、印象に残っていた。その印象が強く、現在の横田きのこ(有)を設立した後に、職業安定所からの紹介で職業センターの訓練生を初めて雇用し、職業安定所を通じて養護学校と関わりを持ち、現在の雇用に至っている。

横田社長は「雇ってみるとそれぞれに、個性もあるがそれは健常者も同じ」とのこと。

障害者の主な作業は、培木に穴を開け、種を植えて 1 か月培養し、発芽したものをさらに 1 か月間生育させていくというものである。

現場では、作業を理解し、作業中は、みんなまじめに働いており、意思疎通等も良好にできている。

安全面として、障害者だけにとということではなく、従業員全員が安心して働けるように工夫、配慮している。例えば、事業所の機械は安全性の高いものを導入している。(行程ラインにおいて、トラブルが発生すれば、ブザーが鳴り、自動停止する仕組みとなっている。また、人間が機械を極力操作せず、スイッチ 1 つで動かせる。)

生産面としては、運搬、所定の場所や機械へ向かうコロの上に製品等を置く作業があるが、仕上がった製品に目印を付け、障害者が運び出しやすいなどの工夫をしている。

2 取組に対する評価(効果)

中小企業事業主に支給される障害者雇用報奨金の支給を受けながら取り組んでいる。

また、10 年程前に、雇用開発協会の助成金により、作業施設等の改善を行った。

養護学校とは、毎年行っている職業体験での実習生の受け入れについて打合せを行い、昨年は一入実習生を受け入れている。

働く事を通じ作業所の仲間とふれあう事により、障害者の改善効果があるようである。横田社長は、「やはり、働くという意識が薄い人もいたが、給料をもらってからは、次に給料をもらうことを楽しみに働くなど、働く姿勢が変わった。家族や先生など、周りの人にほめられたり、それが本人の転機につながっているのでは」と話す。

3 今後の展開方向

現在のところ事業の拡大や障害者をさらに雇用する計画はないが、「今後とも障害者 1 人ひとりの個性を大切に、職業体験での実習生の受け入れも継続し、障害者雇用機会の提供を行なっていきたい。」と考えている。

発 行 者：中国四国農政局

問い合わせ先：生産経営流通部経営支援課（古澤、日下）

〒700-8532

岡山市下石井1丁目4番1号岡山第2合同庁舎

TEL 086(224)4511(代表)

FAX 086(232)7225

URL <http://www.maff.go.jp/chushi/>